

平成23年（2011年）12月紀北町議会定例会会議録

第 2 号

招集年月日 平成23年12月6日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成23年12月13日（火）

応招議員

1番	奥村 仁	2番	東 貴雄
3番	樋口泰生	4番	太田哲生
5番	瀧本 攻	6番	入江康仁
7番	家崎仁行	8番	玉津 充
9番	奥村武生	10番	東 篤布
11番	東 清剛	12番	松永征也
13番	平野隆久	14番	中津畑正量
15番	川端龍雄	16番	平野倅規
17番	中本 衛	18番	北村博司

（うち遅刻議員）

6番	入江康仁	9番	奥村武生
----	------	----	------

不応招議員

なし

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上壽一	副 町 長	山岡哲也
会計管理者	平谷卓也	総 務 課 長	中場 幹
財 政 課 長	堀 秀俊	危機管理課長	五味 啓
企 画 課 長	川合誠一	税 務 課 長	家崎英寿
住 民 課 長	工門利弘	福祉保健課長	谷 吉希
環境管理課長	井谷 哲	農林水産課長	脇 博彦
商工観光課長	濱田多実博	建 設 課 長	上村康二
水道課副参事	橋倉一樹	紀伊長島総合支所長	橋本樹徳
教育委員長	大和秀昭	教 育 長	安部正美
学校教育課長	世古雅則	生涯学習課長	村島成幸

職務の為出席者

議会事務局次長	脇 俊明	書 記	上野隆志
書 記	玉本真也	書 記	奥川賀夫

会議録署名議員

3 番 樋口泰生 4 番 太田哲生

提出議案 別紙のとおり

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

平野倅規議長

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は16名であり定足数に達しております。また、9番 奥村武生君から体調不良のため遅刻、6番 入江康仁君より所用のため遅刻との連絡を受けておりますので、ご報告申し上げます。

本日も脇次長が事務局長代理をいたします。また、奥川水道課長に代わって橋倉水道課副参事が出席することを許可しております。

それでは、定刻に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程については、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。

朗読は省略させていただきますので、ご了承ください。

まずはご報告を申し上げます。本定例会において、11人の議員から一般質問の通告書が提出されました。一般質問について、日程は3日間を予定していましたが、本日は6人、14日の本会議で5人ということで、2日間で運営をさせていただきたいと思っております。

なお、会議の終了時間でありまして午後5時までに予定する通告者の質問が終了するような場合においても、その時点で会議を閉じることといたしますので、ご了承ください。

それでは、日程にしたがい議事に入ります。

日程第1

平野倅規議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定より、本日の会議録署名議員に、

3番 樋口 泰生君

4番 太田 哲生君

のご両名を指名いたします。

日程第 2

平野倅規議長

次に、日程第 2 一般質問を行います。

本件につきましては、会議規則第61条第 2 項の規定により、通告書は去る12月 6 日に締め切り、既に執行機関に通知済みであります。

本日の質問者は 6 人といたします。

運営については、議員の発言の持ち時間は30分以内とし、持ち時間が残り 5 分になりましたら、議会事務局長の机の上に黄色のカードを立て、質問者に対し周知することにいたします。

質問の方法については、会議規則第50条ただし書きにより、議員の質問はすべて質問席から行うことを許可します。

最初に通告したすべての事項について質問することも可能であり、通告した事項において、1 項目ずつ質問することも可能であります。

それでは、17番 中本衛君の発言を許可します。

中本衛君。

17番 中本 衛議員

おはようございます。平成23年12月定例会の一般質問を、17番中本衛が参加させていただきます。私からは子どもの医療費無料化についてと、災害時に遠隔地の自治体にホームページ代理掲載について質問をさせていただきます。

まず 1 点目の子どもの医療無料化についてでございますが、鈴木英敬三重県知事は 8 月 17 日、乳幼児医療費助成制度について、現在の県補助対象範囲が小学校就学前までの入院・通院としているところを、遅くとも来年 9 月までに小学校 6 年生までの入院・通院に拡大することが報じられておりました。紀北町ではこのたびの報道に先立ち、昨年の 9 月から小学校 6 年生までの入院のみ町単独で助成対象としておりますが、新聞等で報道されているように、県補助対象が来年 9 月から小学校 6 年生までの入院・通院になれば、紀北町もこの制度を大いに活用し助成対象の拡大をするべきと思いますが、町長におかれましてはどのように対応されるのかをお伺いいたします。まずこの 1 点からよろしくお願いいたします。

します。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

皆さんおはようございます。今日から一般質問ということでよろしくお願ひ申し上げます。それでは、中本議員のご質問にお答をいたします。

まず、子どもの医療費の無料化についてであります。私も2年前、目指すまちづくりといたしまして、子どもの声聞こえる町、子育て支援の充実を掲げて町長に就任をさせていただきました。中本議員の言われたとおり、紀北町においては、昨年9月から町単独で小学校6年生までの入院のみ助成対象にしておりますが、少子高齢化が進行する中で、私が目指す、また住民の皆様が待望する社会全体で子どもたちを育み、子育てを支援していくことにより、すべての子どもが健やかに育ち、安心して子育てができる環境づくりという点につきましては、まだまだ不十分であると考えております。

そのような中で三重県が小学校6年生までの入通院を助成対象にするというご英断は、まさに紀北町といたしましても以前から検討していたところであり、それに伴い増える助成金の半分は町が負担することとなりますが、私といたしましては県に合わせて助成対象を拡大いたしたく、平成24年3月定例会におきまして、条例改正及びその部分を含めた当初予算を計上してまいりたいと考えておりますので、議員の皆様にはご理解をよろしくお願ひを申し上げます。

平野倅規議長

中本衛君。

17番 中本衛議員

ただいま町長のご答弁では三重県の制度に合わせて来年度で助成対象を拡大していく、そういうようなご答弁でございました。子育て家庭にとっては、ほんまに大変にありがたい制度だと思っておりますので、どうか力強い推進を賜りますように、切に思っております。この制度によってですね、現在の町独自の小学校6年生までの入院にかかる医療費助成金の2分の1が県の助成によって、その分、半分が軽減されることとなりますね。また新たにですね、小学校6年生までの通院にかかる医療費助成金2分1が町の負担増となりますが、制度を利用することによって、現在取り組まれている乳幼児医療費助成制度と比べ、町の財政負担の増減はどのようになるかお伺ひいたします。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

町の負担につきましてはですね、昨年9月から実施いたしておりますが、年間といいますと35万円ほどになります。それを1年間半額、17万5,000円がですね、県から助成されるということになるかと思えます。ただですね、通院の分につきましては、見込みでございますが、約2,000万円ほどかかります。そういう中で半額の1,000万円は町持ち出し、県からの補助が来てですね、その半額、1,000万円に当たりますが、町が支出ということになります。申しわけない議長、合わせてですね、差引すると約1,000万円ぐらいということになります。

平野倅規議長

中本衛君。

17番 中本衛議員

このたびの県のほうの行っていくとする助成制度は、あくまでもまず各市町に県がここまで補助するけども、あなたたちの町も取り組んでもらえませんかというような、そういう要請に似たような仕組みだと思います。そんな中で我が町がそれを積極的に取り組んでいくという、町長のご答弁でございましたので、これはほんまに先ほど申しましたが、そういうことで家庭にとっては力強い施策だと思っております。

そんな中でですね、現在の県内の29市町の医療費助成制度の取り組み状況を見ますとですね、いろいろその町の助成制度の内容がございますが、その良い制度からランクを付けていきますと、分類するとですね、8つに分けることができます。その内の一番良い制度として今、取り組まれているのを、内容がですね、1位として中学卒業までが、通院を中学卒業まで、また入院も中学卒業までをそういうふうに取り組まれている町が2市7町ございます。

それからですね、通院が小学校卒業までと、入院、中学卒業までが1町。それから、3ランクになる中学卒業、通院入院が小学校卒業まで取り組んでいる、県が助成しようとする制度で取り組んでいる市町はですね、市が1カ所、町が4カ所でございます。また4番目として通院・入院を小学5年まで助成している市が1カ所、通院・入院を小学3年まで助成している町が1カ所。通院が就学前、入院は中学卒業まで助成している市が3カ所と町が1カ所。そして、7番目にですね、通院が就学前、入院が小学卒業まで助成している

市が3カ所、町が1カ所。この町の中に我が町、紀北町が7番目に入っているわけがございます。最後の8番目として、通院・入院が就学まで、就学前までが助成している市が4カ所ございます。

そんな中でですね、我が町のランク付けはですね、1位から8位までの中で、先ほど言いましたように7位となっております。このたびの県の助成制度を活用することによって、この順位、ランク付けがですね、3位になるわけでございますが、近隣の大台町、大紀町、御浜町は通院・入院を中学卒業までを助成し、ランク付けでは県下でトップとなっております。ランク1位からランク3位の市町はこのたびの県の助成制度によって、財政負担が減少することになりますね。それにかかっていた費用を新たな医療費助成に回すことができ、またまた地域間格差が生まれてくるのではないかと、私は懸念しております。

尾上町長は、町長就任のご挨拶で、本町は子育てを、子どもを育てていく上で、教育環境は豊かな自然や温かい人情などすばらしい地域ですが、経済的に大変厳しい地域でもあります。このことから、子育てを行っている人たちの声などを聞いて、子育て支援や教育環境の充実などにも力を注ぎたいと考えていますと述べられております。子育て支援が第一だという内容の下で、町長の就任のご挨拶がありました。

今回の県の医療費助成制度に加え、中学卒業までの助成を、ランク1位の市町に遅れることのないように、来年度から取り組むことができないのかお伺いいたします。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

今、ランク付けを議員のほうからしていただいて、今、現在では7位ということがございます。今後ですね、こういった県の助成制度ができてですね、紀北町はどうやっていくのかということではございますが、私も県の制度がですね、これで満足できるものとは考えてはおりませんので、町としてはですね、1年間この制度の様子を見まして、それからまた新たに考えていきたいとは思っております。できれば拡充の方向でいきたいと思っております。ただどこまでというのはですね、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

平野倅規議長

中本衛君。

17番 中本衛議員

町長の前向きなご答弁でございました。どこまでできるかは、今後の状況を見ながらというような状況でございました。私はね、財政が厳しい中であっても、命を、その命の尊さというものは、どの市町にも格差があってはならないと思うんです。そういうことから、先ほど町長は状況を見ながら拡充の方向で進めていきたいようなご答弁でございましたけれども、今後の子育て支援につきましてですでね、ぜひ積極的に先ほど町長も申されたように、他の市町に遅れることのないよう、町長の就任当時の所信のことを忘れずして、今後もこの行政に取り組んでいただきたいと思いますと思ひまして、この質問を終わります。

次に、2点目の災害時、遠隔地の自治体にホームページ代理掲載をについて、お伺いたします。東日本大震災をきっかけに災害情報の発信機能の確保が重要なテーマになっています。役場が甚大な被害を受けた際に、ホームページの更新用サーバーも使用不能になる可能性もあり、そうした非常時に、住民への情報発信手段が断たれることを防ぐ有効な手段として、今、注目されているのが、災害時に遠隔地の自治体にホームページを代理掲載してもらう仕組みでございます。実際に、今回の3.11東日本大震災の際、甚大な被害を被った岩手県、宮城県、福島県の各市町村のウェブサイトは、発災直後からサーバー、通信機器、通信回線の損壊やアクセス急増などの影響で、閲覧できない状況が続いております。

そのような状況の中で、被災地の1つである宮城県大崎市では、平成12年に姉妹都市の締結を結んだ北海道当別町との連携協力により、震災当日から当別町のウェブサイトで大崎市災害情報、大崎市災害対策本部からのページを配出してもらい、被害の状況、避難場所の情報、ライフラインに関する情報を途絶えることなく、毎日発信し続けることができたと言われております。現在、多くの自治体では周辺の市町村が同じシステムを共有したり、同じ施設を共同で用いたり、相互に連携する対策を講じていますが、東日本大震災のように、被災地域が広域にわたりますと、近隣自治体ではお互いを助け合える状態ではなく、的確な情報発信が困難になりかねません。

大規模災害では、むしろ離れた自治体のほうが頼りになる可能性が高く、姉妹都市、友好都市など遠隔地でありながら、定期的に人が行き来して交流を深めている自治体と、災害時の協定を整えていくことが重要であることは、今回の震災で得た教訓の1つでもあります。我が町も四條畷市紀北町災害相互応援協定を締結していますが、災害情報の発信機能の充実・強化を図ることから、東日本大震災を教訓に今一度、災害時の協力体制を見直す機会ととらえ、具体的な連携がとれるようすべきと思ひます。その1つとして、災害時

に遠隔地、例えば四條畷市やその他の自治体にホームページ代理掲載の協力を図るべきと思いますが、町長のご所信をお伺いいたします。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

それでは、災害時に遠隔地の自治体にホームページでの代理掲載をとのご質問にお答えをいたします。仮に、東日本大震災のような大規模災害時におきまして、本町の情報発信手段が絶たれた場合、遠隔地の自治体と連携し、その自治体のホームページを介して、被災情報や避難所情報、ライフラインに関する情報など、町民への連絡状況、その他緊急通信等を発信する相互代行発信は、町民の安全・安心を確保する上でも、大変重要で有効な方法であると思っております。

議員ご存じのとおり、本町は大阪府の四條畷市との間で、友好都市提携と四條畷市・紀北町災害相互応援協定を結んで、これまでも、さまざまな交流事業を行ってきており、行政、議会はもとより住民同士の相互交流も活発に行われるなど、大変友好的な関係にあります。したがって、災害情報を提供し、四條畷市のホームページに掲載していただく方法等も可能であろうかと思われます。

しかしながら、大規模災害時に情報発信手段が絶たれた場合の相互代行発信を行うためには、発信情報の伝達手段の確保や、発信内容、手順、体制づくり等の検討が必要でありますことから、今後、四條畷市とも十分協議の上、実現に向けて取り組んでまいりたいと、そのように思います。

平野倅規議長

中本衛君。

17番 中本衛議員

大体、今の答弁でも前向きなことで、実現に向けて、これから取り組んでいくという、そういうご答弁でございました。

今回ですね、ある京都大学防災研究所の、多々納裕一教授は、こうした災害協定を結ぶことで、被災したことにより確実な支援を受けやすくなるアメリカの諺に、1つのカゴに卵を全部入れるなどあるように、災害が起きた際のリスクを分散すべきだと、こういうふう言われております。先ほど町長は四條畷市と、そういうふうなことを実現に向けて取り組んでいきたいというようなご答弁でございましたが、リスクを分散するためにですね、

四條畷市以外にも、ほかの友好姉妹都市等もそういう協定を結べるようなことは考えられないのか、もう一度お伺いいたします。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

おっしゃるとおりで、四條畷市もですね、どのような災害を受けるかはわかりません。そういう意味ではですね、災害情報をはじめ災害関連のですね、協定はですね、やっぱり複数のものと結んでおくのもね、1つの方法論ではないかと思imasるので、私といたしましては、担当とですね、今後、研究しながら、他の友好都市とまではいかななくても、災害協定などですね、結べないかと、模索していきたいと、そのように思います。

平野倅規議長

中本衛君。

17番 中本衛議員

現にですね、そういうふうには、いろんなことを調査しながら、また研究し、実際に取り組めるように進めていただきたいと思います。

最後になります。これは通告してありませんので、私のほうから述べておきますが、例えば、今回のような大きなああいいう災害になればですね、庁舎の機能がもう麻痺してしまって、庁舎自身が使えなくなる、そういう予期もしてないようなことになるような可能性もあるかもしれませんわね、そういうふうになった時にですね、庁舎機能の移転ができるように、そういうふうな姉妹都市との提携も結ぶことが必要じゃないんかと思imasるので、その庁舎自身の機能が、その市町でも行えるような方法を、今後、検討していただいでですね、そういうシステムの中から、いろんなものを組み立てながら、取り組んでいただきたいと、そのように思っております。

今年の私、6月に被災者支援システム等を、危機管理課のほうでいろいろ苦労しながら、今取り組んでいただいで、準備を進められているというようにお伺いしております。行政の皆さんが取り組むことが、多々あろうかと思うんですが、そこらをまずは先ほど言いましたように、生命を守るという段階からですね、まずそれを1点に置いてですね、今後取り組んでいただきますよう、私の質問に代えさせていただきます。ありがとうございました。終わります。

平野倅規議長

これで、中本衛君の質問は終わりました。

次に、7番 家崎仁行君の発言を許可します。

家崎仁行君。

7番 家崎仁行議員

皆さん、おはようございます。7番 家崎、議長から発言の許可をいただきましたので、平成23年12月議会定例会の一般質問に参加させていただきます。

それでは、事前通告にしがいまして、質問いたします。今回の質問は、紀北町社会体育施設へのAED自動体外式除細動器の設置についてをお尋ねいたします。さまざまな不整脈により動悸がある中で、薬では止められない不整脈もあり、その典型的な症例として、心室細動があるといわれております。この心室細動が発症しますと、心臓が細かく痙攣し血液を送りだせなくなって、心停止を起こします。そしてそのまま放置すれば、数分以内に死に至るなど、とにかくこの発作が起きれば、瞬く間に意識が無くなり、そして呼吸が止まります。たとえその場に医師がいて、心臓マッサージ、人工呼吸や注射など、医療行為を施しても、元に戻ることは極めて難しいと言われております。

AEDによる電気ショック療法は、強い電流を体、表面から加えることによって、心室細動を強めることが可能になります。また心室細動を止める処置を、除細動といい、それを可能にしたものがAED、すなわち自動体外式除細動器であります。除細動行為は時間が勝負であり、1分遅れることにおよそ10%ずつ、救命確率が低下し、10分間経過しますと、ほとんど救命することが困難な最悪状態に陥ります。

AEDは、医療機器等の技術水準が高度化したお陰で、専門知識がない方でも、一定の講習を受ければ比較的容易に取り扱うことが可能で、尊い人命を守る機器として、このAEDは高い評価を受けているのはいうまでもありません。またAEDは、電気ショックが必要かどうかを判断し、また電気ショックを加えるべきか、否かについても機器が音声で教えてくれます。全国の設置状況につきましては、2004年には3,600台だったものが、2005年には2万台、2006年には3万5,000台、2007年には8万8,000台に達しております、最初、航空機に設置されていたから、今では人が密集する駅や、大規模な複合施設、各競技場やスポーツジム等にも既に設置されております。

さて、紀北町においては、小学校11校、中学校4校、役場本庁、紀伊長島総合支所、各公民館、漁村センター、老人ホーム赤羽寮、多目的会館等に設置はされておりますが、社会体育施設の海山グラウンド、赤羽グラウンド、海山体育館、長島体育館、大白テニス場、

潮南中学校プールには未だ設置されていない状況にあると思われま。これら当町の社会体育施設の平成22年度の使用状況は、全体で延べ4万8,670人を数え、使用団体数も延べ2,825団体に及び陸上記録会、町民水泳大会など72のさまざまなスポーツ大会が、社会体育施設を利用して展開されております。スポーツ活動が盛んになるにしたがって、事故も多くなることは言うまでもありませんが、しかし幸いにして町内の社会体育施設において、人命に関わるような事案は発生していないと思います。将来においても保障はありません。万が一、突然、心室細動を起こした方に遭遇した時を想定した時、もよりの消防署からは救急車が現地に到達するまでの所要時間は、海山グラウンドまでは約3分、大白テニス場までは約9分、赤羽グラウンドまでは約5分ほどかかると思われま。心室細動を患った方を救命するには、先ほども申し上げましたように、心室細動が発生してから、10分間が救命の最重要ポイントであり、119番を通報したとしても、現場に到着し適切な処置を施しても、手遅れになってしまいま。

過去においてもAEDが設置されていたにもかかわらず、AEDをできる人が、利用できる人がいなかったり、あるいは施設外に設置されていたため、間に合わなかった例もあります。AEDを活用する理想的な所要時間は、1分以内にAEDを取りに行き、1分以内に持ち帰り、1分以内に処置をする、合計3分以内に電気ショックによる処置が理想的な手順であり、重要ポイントであると言われております。

それでは、安部教育長にお尋ねいたします。当町の各小中学校、各社会教育施設には既にAEDが設置されていますが、社会体育施設にAEDが設置されてないままに至っております。なぜなのかを疑問に感じております。社会体育施設は子どもから高年齢層に至るまでの方が、スポーツを通じて心身を鍛練し、同時に健康づくり運動を楽しまれる場所であると思いま。町民の尊い命を守るためにも、AEDは緊急課題ではないかと思いま。また海山グラウンド、赤羽グラウンド、大白テニス場、潮南中学校プールでは、陸上記録会、ソフト海山カップ、サッカー黒潮カップ、バスケット紀北カップ、紀北町民水泳大会などが毎年定期的で開催され、町内外の選手等にも数多く参加いただいております。町においては不慮の事故等から人命を守るため、1日も早い機会にAEDの設置を優先すべきではないかと考えま。安部教育長の答弁を求めま。

平野倅規議長

安部教育長。

安部正美教育長

家崎議員のご質問にお答えいたします。AEDにつきましては、町民の普段の安全・安心の観点から必要性を感じております。特に、本年の8月、練習中に発生しましたサッカー選手の死をきっかけに、AEDが施設に設置されていれば助かったのではないかとというニュースが大きく報道されました。教育委員会といたしましても、町内の社会教育関係施設や教育委員会の管理外の施設にAEDがどれだけ設置しているか、再調査をいたしました。議員の質問にありました県営大白公園テニスコートは、三重県が。潮南中学校プールは海山水泳協会が既に設置しておりますが、海山グラウンド、海山体育館、紀伊長島体育館、赤羽公園グラウンドには設置しておりません。設置していない理由といたしましては、隣接する施設に設置されており、緊急時には対応できると判断しているからであります。海山体育館につきましては、海山消防署が隣接し、役場本庁舎にもAEDは設置されており、緊急の場合にはすぐに対応できると考えております。紀伊長島体育館につきましては、紀伊長島消防署に隣接していることと、役場総合支所に設置されており、緊急の場合にはすぐに対応が可能であると考えております。赤羽公園グラウンドにつきましては、24時間職員が常駐している老人ホーム赤羽寮に設置されておりますので、対応できると考えておりますが、最近、高齢者のグラウンドゴルフやスポーツ合宿、ウォーキングをする方が増加しておりますので、検討したいと思っております。しかし、海山グラウンドには設置されておらず、また近隣に設置している施設がないことから、来年度には設置するよう指示したところであります。設置場所は、管理の上からグラウンドの使用時間帯に営業をいたしております三重交通海山営業所が現在のところ適当でないかと考え、海山営業所と設置について協議を進めております。

いずれにいたしましても、突発的な事案が発生した時には、AEDはもっとも有効な手段だと考えていますので、設置場所と管理方法について、再度協議をしていきたいと思っております。

平野倅規議長

家崎仁行議員。

7番 家崎仁行議員

ただいまのAED設置について、前向きなご答弁をいただきましたが、改めて少し何点か再質問させていただきます。

長島体育館、海山体育館、大白テニスコート、潮南中学校プールにはもう設置済みと、それと近くに、すぐ近くに消防署があるということで、これはちょっと省かせてもらいます。

先ほどの説明の中で、海山グラウンドへのAEDの答弁がありました。海山グラウンドへのAED設置については、三重交通と協議を済ませ、海山営業所内に保管できるよう検討されていると、一応答弁されたので、一応評価させていただきたいと思います。しかし、心室細動といわれる不整脈が発生した場合、先ほども述べたように、ただちに救命措置を施す必要があると思われます。三交海山営業所までは国道を横断しなければ、さらに営業所内では対応時間も要し、時間のロスも多く、救命効果に支障を来す可能性があり、後に問題を残すのではないかと考えられます。せっかく海山グラウンド用として、AEDを設置することを決定されたものであれば、施設内の倉庫等を一部改善し、利用しやすい場所に設置すべきだと思いますが、いかがですか。改めてご答弁をお願いします。

平野倅規議長

安部教育長。

安部正美教育長

海山グラウンドにつきましては、設置する方向で考えておりますが、グラウンドには管理棟がないため、AEDの管理のことを考えますと、設置場所が課題であります。それで、教育委員会で協議を重ねた結果、三重交通海山営業所に置いていただき、管理していただいております。どうかということで、営業所と協議を進めて内諾を得ております。

しかしながら、議員のおっしゃることは理解できますので、事故が発生した時に、迅速を第一に考えた場合、グラウンドのどこに設置するのか、グラウンドは広いため、設置する場所によっては、随分、効果が違ってきます。設置場所につきましては、他市町の屋外施設に設置している管理の状況を調査し、再度検討させていただきたいと思います。以上です。

平野倅規議長

家崎仁行君。

7番 家崎仁行議員

その方向でよろしく願いいたします。

次に、海山グラウンド以外の社会体育施設、平成22年度の利用者数データを見てみますと、赤羽グラウンドでは各種大会が30回ほど、参加者は延べ4,967人、また潮南中学校プールも恒例の大会開催を含め6,000人の参加者があり、特に県内外の大学、高校等からも選手の強化対策として、長期の合宿をして利用されております。利用者数の現状を見まして、不慮の事故が発生しない保障はありません。これらの施設で、心室細動と呼ばれる不

整脈が発生した場合、先ほども述べたように救急車の到達時間は、最寄りの消防署から赤羽グラウンドまで約5分、それから電気ショック等の処置を始めるわけですから、行政機関は安全対策等を常に考えていく必要があると考えられます。私はせめて、赤羽グラウンドには緊急に設置すべきだと考えます。AEDは約30万円程度で購入でき、例えばレンタルにしても年間約6万円程度で設置できると聞いております。この程度の費用で、人、1人の命が救われるのであれば、ただちに設置すべきだと思います。公民館等の社会教育施設はすでに何年も前から設置されているのに、利用者も多く、危険性の高い体育施設にはいまだ設置されていないのはどうしてなのか、この点についてももう一度ご答弁をお願いいたします。

平野倅規議長

安部教育長。

安部正美教育長

赤羽公園につきましては、各種大会やスポーツ合宿等、使用頻度が高く、特にグラウンドゴルフは毎日のように使用しておりますことから、設置の方向で検討させていただきたいと思います。

平野倅規議長

家崎仁行君。

7番 家崎仁行議員

海山グラウンドと同じように、利用者が利用しやすい、すぐに活用できる場所に保管場所をつくっていただきたいと思います。

それでは、次に先日、開催されました権兵衛マラソン大会には、町内外の本格的なマラソンランナーをはじめ、小学生から父兄に至るまで約500名の方々のお集まりをいただき、盛大な大会であったと思います。しかし、大会当日はあいにくの雨模様でしたが、開会式の時刻になりますと雨も止み、また、競技中もけがや事故もなく順調に展開することができたようです。競技は小学生の低学年や父兄たちも一緒に走るコースもあり、一生懸命走られておりましたが、果たして普段から練習を積んで参加しているのだろうかと心配をしておりました。当日は、本部席に加藤内科の先生にも待機していただき、事故対策に万全を期していただいておりますが、救急用テントにAEDが設置されて否かについても伺いいたします。

また、教育委員会はイベントや文化行事、スポーツ大会等の開催時には、かならず携帯

用のAEDを携行するなど、万全な対策を講じる必要があると思います。もし携帯用AEDがない場合には、早急に教育委員会に設置するよう、購入されるようお願いしたいと思います。ご答弁ください。

平野倅規議長

安部教育長。

安部正美教育長

まず、権兵衛マラソンで救急用のテントにAEDが設置されていたかどうかのご質問ですが、この日は先ほど議員がおっしゃったとおり、本部席に加藤内科の先生と看護師1名待機していただき、緊急時に対応できる体制をとっておりましたので、教育委員会といたしましてはAEDは設置しておりませんでした。

次に、携帯用のAEDの購入についてですが、教育委員会といたしましては、現在のところ配備しておりませんが、屋外でのいろいろなイベントや行事などがあり、大勢の方の参加を得ることが多いため、リスクが高くなることが予想されています。町民の方々の安全、安心を考えた場合、必要な機器であると考えております。また、町が主催する屋外での行事なども多くあることから、持ち出し専用のAEDがあれば安心であると考え、検討していきたいと考えております。

平野倅規議長

家崎仁行君。

7番 家崎仁行議員

携帯用のAEDの購入についても、早急にしていただくよう、よろしく願いいたします。

最後になります。先ほども教育長が言われました、今年の夏、サッカーJリーグ、元日本代表の松田直樹選手が練習中に倒れ、数日後に亡くなりました。この悲しい出来事が、テレビや新聞等で報道されたことは、皆さんも記憶に新しいと思います。当日の状況を見聞いたしますと、クラブハウスや練習会場にAEDがなかったため、緊急措置も施せなかったようです。もし練習会場等にAEDが設置されていたら、助かったかもしれないと言われております。今回の事故はスポーツを愛好する者にとって、極めて残念でショックな出来事でありました。現在、町の体育施設を利用しているソフトボール、サッカー、バスケット、水泳等の選手は、県大会、東海大会、全国大会への出場を目指し、かなりレベルの高い練習を行っております。選手のレベルがアップすればアップするほど、厳しく高度

な練習が必要となり、それに反してケガ、事故等も当然のように増えてまいります。当然指導者はテクニック等の技術面ばかりではなく、常日頃から生活指導、精神教育にも厳しく指導していることは言うまでもありませんが、しかし突発的な心室細動と呼ばれる不整脈等の病気が発生した際には、成す術がなく、尊い命を守る1つの試案として、AEDの設置が必須条件になるのではないかと考えます。

町民の皆様が安心して楽しくスポーツをエンジョイできるよう、最大限の応援をするのが行政の責務であると考えます。安部教育長の答弁をいただきまして、私の最後の一般質問を終わらせてもらいます。

平野倅規議長

安部教育長。

安部正美教育長

サッカーJリーグの松田直樹選手の件につきましては、私も承知しております。全く残念な出来事であったと思っております。教育委員会といたしましては、スポーツやリクレーション時に突発的な心室細動により、尊い人命を無くすことのないよう、AEDの設置を前向きに検討するとともに、使用方法につきましても、関係者を対象とした講習会などを開催して、緊急時に備えたいと考えております。以上でございます。

7番 家崎仁行議員

以上で、一般質問を終わらせてもらいます。ありがとうございました。

平野倅規議長

これで、家崎仁行君の質問は終わりました。

次に、1番 奥村仁君の発言を許可します。

1番 奥村仁議員

1番 奥村仁。皆様おはようございます。議長より発言の許可をいただきましたので、先の通告のとおり平成23年12月定例会の一般質問をさせていただきます。さて、私は昨年、生まれて初めてこの場に立たせていただきました。右も左もわからないまま、確か通学路の児童・生徒の安全確保について質問させていただいたと思います。1年目、さまざまなことがありました。2月には紀宝町、南伊勢町にて鳥インフルエンザが発生し、当町での発生への不安もありましたが、心配したような被害はなく、一安心した矢先に、3月11日に東日本大震災が発生し、当町でも津波により民家をはじめ水産業にも被害が出ました。この被害により災害への対策、特に、東海・東南海・南海地震の発生を懸念した対策への

議論が続き、9月には紀伊半島各地に台風による被害が出るなど、1年を通し、当町にとって重大な問題が次々とあったという、続き、あつという間に1年が過ぎていったというものでした。

2年目に入り、まず今一度、町長が想像する紀北町についてお聞きしたいと思っております。私がこのように、機会をいただいた時には、尾上町長は既に紀北町のトップとして町政をひっぱり、1年が経過したという状態であり、そういう時期でなったと思います。町長の思いはテレビや活字、いろんなことを通して間接的には聞いてはありましたが、今回、この一般質問の場をお借りいたしまして、今一度、尾上町長がどのような紀北町をつくっていかうとしておるのか。また、紀北町が住みやすい町であり続けるためには、どのようなことが問題であり、どのようにその問題を解決していくのかということをお聞きしていこうと考えております。

それでは、通告にもありますように、大きく2つの質問をさせていただきます。1つ目は、尾上町長が想像する10年、20年後の紀北町とは、ということとします。2つ目は、危機管理のあり方についてですが、まずは大きな1つ目の質問から入らせていただきます。

当町は言うまでもなく、少子高齢化、人口減少の一途をたどっております。その影響は社会現象としてあらわれ、若い世代の職業も建設業などから、高齢者をサポートする介護等の福祉へと移りつつあります。このような流れは、今後どれくらい続くものでしょうか。実際、若い世代にも地元には、若い世代の人口も地元にはそんなに多くは残らないのが現状で、ましてこのような状態で、家計を保っていけるものなのか。そう考えると、未来は本当に不安で一杯ではないでしょうか。しかも、今からの10年、もっとも多いと言われる団塊世代が次々と、生産人口から年金受給世代となり、反対に福祉を受ける側となります。それを支えるわずかな若い世代という、今までとは考えられない不安な人口構成図であると思います。町の計画に示されている人口というのは、人数として見てしまいがちではありますが、必要なのは人口構成であり、どの世代がどれだけの割合なのか、その割合の移り変わりに合った対策が早い時期に取られ、またどの時点で見直されるのかだと思ひ、若い世代も高齢者も私たちの、自分たちの町がどう創造されていくのか、希望もあり、その中、不安もあるはずです。

今一度、町長が考える10年後、20年後の紀北町とは、どのような町なのか。お聞かせください。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

それでは、奥村議員のご質問にお答えしたいとは思いますが、今、通告書にございますですね、1番から4番、これはどのようにいたしますか。先に国勢調査を元にした話で、大きく人口の話でよろしいですか。

それでは、奥村議員のご質問にお答えをさせていただきます。この通告書にもあります4番をですね、今、お話されたように思うんですが、国勢調査を基準にした紀北町の人口につきましては、国立社会保障人口問題研究所などの推計結果によりますと、平成22年国勢調査の総人口数1万8,611人に対しまして、10年後の平成32年には1万5,670人となり約3,000人、率で申しますと約15%減少すると推定されております。また、20年後の平成42年には1万2,881人となり5,700人、率で申しますと約30%を減少すると推定されております。

その年齢別の人口構成を見ますと、14歳以下の年少人口割合が、平成22年の10.8%に対して、10年後には2.5%に減少します。8.5%、2.5%減少しですね、8.3%になります。15歳から64歳までの生産年齢人口が、平成22年の52.2%に対しまして、10年後には5%減少しまして、47.2%に。また、65歳以上の高齢者人口割合が平成22年の37%に対しまして7.5%増加しまして、44.5%になると予測されております。年を増すごとに一層少子高齢化が進むものと予測されております。この少子高齢化の流れにつきましては、首都圏、大都市圏を除く全国的な流れであるものと認識しております。当町におきましても推計結果と同様の傾向が続いていくものと思っております。

そういった意味ではですね、生産年齢が議員おっしゃったように、年金者へと移っていきます。老年人口割合がですね、44.5%、2人に1人の方がですね、そういった年齢層になってくることを考えますと、紀北町は大変厳しい状況になってくるのではないかと考えております。以上です。

平野倅規議長

奥村仁君。

1番 奥村仁議員

町長から、10年後の人口構成、あと10年後、20年後の紀北町の予想人口を示していただきました。20年後に関しては人口構成は聞けなかったのかなと思うんですけども、今から20年というと2031年となるんですけれども、紀北町の総合計画、前期のものには10年、平

成18年に作られて、28年に2万3,000人の人口を目指すというふうに書かれておりました。これにつきましてはですね、交流人口を含めた人口が2万3,000人となるというところで書かれておるわけなんですけれども、実際、先ほどの10年後の中では、なるとですね、1万5,670人、これに交流人口というふうになると約何千人、3千人、4千人というような人口を、交流人口と見なければならぬというようなことも考えられると思います。下に、いま人口についてをいただいたんですけども、その中で2番に観光事業のあり方と書かせていただいていることにも関わってくると思うんですけども、これだけの交流人口を増やしていこうという計画の中では、どうしても観光事業についてどのような形で取り組んでいくのかというのは、明確な計画というか、町がどのような形で紀北町の観光というものを引っ張っていこうとしているのかということがないと、交流人口は勝手には増えないというようなことがあろうかと思えます。

先に観光事業のあり方についてということで、この人口の考える面から、町長の考えをお聞かせください。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

やはり交流人口をやっぱり上げていくためには、やっぱり観光という形になります。また、観光ということばかりではなくですね、スポーツ合宿、何度もお話をさせていただいておりますが、スポーツ合宿の拡大ですね、それと自然や熊野古道をはじめですね、銚子川、いろいろな海水浴場もございますので、そういったものを関連付けましてですね、やっぱり引き込まなければいけない。

それから、第1産業と農家民宿とかですね、そういったもので体験事業と、そういったものを含めた上でやっていかなければいけない。細かいことは、いろいろとあるとは思いますが、やはり紀北町ですね、自然環境や風土を生かしてですね、熊野古道等の観光施設、体験等を増やしながらも、紀北町そのものを売り出していくという、今、ブランド化でよくお話をさせていただいておりますが、そういった中で、皆さん個々と、個々のお仕事をしてみえる方とですね、官民共同ということで、いろいろ協力しあいながら、やはりどうやって受け入れるのか。どうして、その目的地、宿泊地としてですね、選んでいただくのか、この辺が重要になってこようかと思えます。そういう意味では、銚子川魅力アップのですね、今、策定委員会もさせていただきましたので、勉強もさせていただいており

ますので、そういったことを絡めながら、観光及びスポーツでですね、こちらへ来ていただきたいなと思っております。

平野倅規議長

奥村仁君。

1 番 奥村仁議員

はい、ありがとうございます。観光だけではなくて、町長、前から言われておりますスポーツ交流、合宿等の誘致で、交流人口を増やしていくと。これは交流人口が増えるイコール宿泊客とか、そういうところに経済効果がすぐに出てくるというようなところも含んでいるとは思いますが、実際にですね、以前からあると思うんですけども、どの課が中心になって、引っ張っていくのかというところがあると思うんです。

学校、生涯学習的な部分なのか、経済的なところで観光商工というところで行くのかというのはあると思うんですけども、町長いつも言われるように連携を取って、プロジェクトチームをつくって進めていくと、よく言われていると思うんですけども、現状はどのような形で進んでいるのか。そういう形を取ってやられているのかというところを、お聞かせください。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

そうですね、今ですね、お話させていただきましたように、一課の課では大変難しいような状況になっております。そういう意味では、高速道路開通対策委員会ということで、企画、商工、農林、生涯、建設などがですね、チームをつくって会議をさせていただきましたり、スポーツ交流推進プロジェクトにおきましては、企画、生涯、商工ですね、そういったものもチームをつくってですね、会議をさせていただいております。

いろいろなこういった観光その他の事業も含めてまして、今ですね、単独の会議というものよりも、そういった横断的なチームをつくって、会議を開いていることも大変多くなってきております。それだけ、いろいろなことがですね、複雑になってまいりまして、例えば熊野古道1つにとってもですね、今までは生涯学習というような形でやっていたんですが、それに観光とか保全の問題になりますと、やはり生涯学習、一課では難しいということですね、商工観光とかですね、企画が体験事業もやっております。そういった中でみんなでいろいろなその場面、場面においてですね、ただ事務局的なものは、何かをして

いただくところはですね、そういったものは決めておりますが、いろいろな組み合わせをもってですね、対応しているのが事実でございます。

平野倅規議長

奥村仁君。

1 番 奥村仁議員

ありがとうございます。

1点ちょっと聞き逃してしまった部分があるんですけども、高速道路の開通の特別委員会のようなものも開設されたというふうに、ちょっと聞いたように思って、ちょっと確認したいんですけど、よろしいですか。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

高速道路がですね、開通した時に、どういった対応でですね、紀北町全体をやっていくのか。それと、三浦の休憩所の問題もでございます。そういったものを含めてですね、そういった関連の課が集まりまして、今後どうやっていくのかな。三浦の休憩所につきましてはですね、やっと用地のほうも問題解決いたしまして、これから本格的な動きになろうかと思えます。

平野倅規議長

奥村仁君。

1 番 奥村仁議員

ありがとうございます。三浦の休憩所、高速道路の件が出てきたんで、三浦休憩所のことをお聞きしたいなとは思ったんですけども、三浦休憩所もこの委員会というか、チームで進めていくという認識でよいのかというところは、確認したいところもあるんですけども、これについては、また聞きたいと思えます。また、そういう産業に関しての集客効果というところも含めながら、1番の産業の継続と発展という部分でお聞きしていきたいと思えます。

産業というと、当町は昔からというか、以前からというか、1次産業、農業・漁業・林業というところで、主な形で推移してきているのかなとは思えます。ただ現在、いろんな後継者の問題であったり、人口減少であったりというところで、衰退という部分も見られてきています。ただですね、先ほどの交流人口を考えていく中では、畑・田んぼというの

は、国道や主要道路からかなり見えるところに点在していると思います。そういうところが、非耕作地になっていくとですね、本当にこう町外、県外いろんなところから自動車または鉄道等で通られた時に、草むらになっているような状況であると、非常に寂しい町のように見えてしまいます。というところもあってですね、非耕作地をつくらないというか、今の農地等をきれいな状態でキープしていくというような事業も、必要なんじゃないかなと思っております。

で、それには、いろんな産業が衰退していく中で、新しい農業のやり方とか、若者がまたいろんな会社に勤められて退職されたような、まだまだ元気な方がそういう農地を使って、農業をやっていくというような姿を、町として新しい産業と見ていく姿として、バックアップをしていって、その部分を伸ばして紀北町のきれいな自然というか、景観を保っていくというような事業というのも視野に入れるようなところはないかというところを、お聞きしたいと思います。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

今、第1次産業、特に農業のことをお話していただきました。農業につきましてはですね、大変耕作放棄地も多くなってきております。これはうちの規模がですね、専業としてやりにくい規模の農作地であることも事実でございます。そういう中、今、TPPの問題とかですね、食の安全とか安心、いろいろな課題がありますので、今後ですね、どのようになっていくかという、大変流動的な問題があると思っております。そういったもので、この第1次産業はですね、輸入等の問題もございますので、そういったところで、大変、今後注視してですね、どうやっていけばいいか。うちは林業も水産業もございます。第1次産業が大変重要な課題となっておりますが、そういった中で、大変、厳しい状況であるとは思っております。そういう中でやっぱり、その今言われた生産環境ですね、それはやっぱり大変重要なことだと思っておりますので、そういったものもどうやって、耕作放棄地なんかをですね、保っていくか、畑なんか、田んぼなんかでも、何か、何年か放ればですね、戻るというのに相当かかるというお話も聞いております。そういう中で、今、緊急雇用をですね、活用させていただきまして、農地の整理をさせていただいておりますが、耕作地の種類とか水稻とかですね、野菜、それから放棄地、そういった問題について、いろいろとデータをさせていただいております。

そういうことからですね、できればいろいろな方に、退職された方とかですね、そういった農地バンク的なことで、いろいろと活用していただければありがたいなと思っております。そういう中で、先だってでもですね、紀伊長島区の方からご相談をいただきまして、30代の方が農業を専業としてやりたいというようなお話もいただいております。そういう中で、我々もそういった農地バンクというか、借りられるような耕作地をですね、いろいろ探すことにもご協力させていただきながら、頑張っってそういう耕作放棄地をできるだけ少なくするように考えてまいりたいと思います。

平野倅規議長

奥村仁君。

1 番 奥村仁議員

ありがとうございます。農業のこと、漁業のこと、あんまり突っ込んでいくと、自分もまだ勉強不足な部分もあろうかと思っておりますので、これぐらいにしたいと思っております。ただ、農業にしても漁業にしてもですね、今、新しくというか、若手が地元の業という部分をもう一度見直してやっている方も見受けられると思っております。本当に地元産業を、もう一度起こそうという姿でやられていると思うんですけども、時代というか、農業担う世代が出てきているんじゃないかなと思っておりますので、できればそういうところもサポートしながら、大きくして行って、反対にこう企業のような形で、従業員を雇ったりしていけるようなものに育っていけると、雇用という部分でも生まれてくると思っておりますので、そういうところへのバックアップとフォローをいただけるとありがたいかなと思っております。

あと、3つ目にあるんですけども、教育現場のあり方という部分では、人口減少とともに各学校現場は、本当に人数が少ない学校があります。で、特に複式学級というのは、かなりの数が見受けられてきております。本当に1学年で2人というような学年も見受けられるんですね。で、中には全校生徒でですね、150人、160人、200人という学校もあるんですけども、少ない学校になると、全校生徒で19人とか、30何人とか、そういう学校があります。で、本当にこう少ない人数での授業というのと、勉強するという部分では本当に事細かく教えていただいて、遅れていくことがなく教育を受けれるのかなというふうには思うんですけども、体育の授業であったり、交流であったり、子ども同士の物の考え方であったり、いろんな部分で2人、3人という中では、サッカーやソフトボールの授業、そういうものは不可能で、そういうスポーツをやっっていこうと思うと、本当に全校でやらなければならぬような、結局、全校になると、でも1年と6年生では、体力にしても何に

しても違うんじゃないかなというふうに思います。

そういう中で、そういう教育状況というものを、少人数である教育状況というものを、
どういうふうに考えられておるのかということをお聞きしたいと思います。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

議員、私からでよろしいですか、教育長から、委員長ございますが、私からでよろしい
ですか。はい。

教育はですね、社会全体で支えていくということもありますが、やっぱり教育環境とい
うのは大変大事だと思います。そういった意味では、今おっしゃられたように、少子化が
ですね、そういった学校の生徒数が大変少なくなっている状態をもたらしているのも事実
でございます。ですから、私といたしましても、やっぱりその教育分野において、児童・
生徒がですね、やはりこう適正な規模でやっぱり教育を受けられるということはですね、
大変重要な問題だと認識はいたしております。

平野倅規議長

奥村仁君。

1番 奥村仁議員

はい、ありがとうございます。町長が、教育は適正な規模という中で教育を受けていく
のがいいんじゃないかというふうな形で、答弁いただいたんですけども、実際には今の状
況は適正ではない部分も、多少あるのかなというふうに考えます。じゃあ、そういう面か
らして何が出てくるのかというと、最終的には統合のような、学校統合のようなイメージ
もあるのかなというふうには思うんですけども、今そういうのを計画があるのかどうかと
いうのも、お聞きしたい部分ではあります。

それと、学校統合をもし考えられて、適正というか、そういう人数の学校をつくって
こうなった時に、結局はその10年後、20年後の紀北町というのを、なぜ聞きたかったか
かというと、じゃあ今から10年前、5年前、15年前というような、振り返っていった時に、
この各全学校を耐震するというものというのも、実際にはその場で、今、その時その場で、
教育が、学校があったんで、耐震せざるをえないというような状況があったんじゃないか
なと思うんですけども、こういうふうな形で何年先に、何人が就学されるというデー
タがある中で、そういう部分を見てこなかったんかなというふうにも思います。そういう

ことを含めて、10年、20年先というのは、本当に今やろうとしていることが、マイナスになるんじゃないかなとか、そういうふうなことも含めて、物だけ残って、あと借金とか、払っていかねばならない部分だけ残っていくのか。じゃあ違う部分にもっと使っていかなければならない部分というのは、あるんじゃないかなとか、経済を回していくためのいろんな事業という分には使えるんじゃないかなとか、そういうところにも関連するんじゃないかなと思っております。

その中で、教育現場としてそういう統合というような、先、未来というのは、お考えはあるのかどうか、お聞きしたいと思います。教育長、お願いします。

平野倅規議長

教育長。

安部正美教育長

10年、20年先のことについてのお尋ねだと思うんですけども、学校現場としては今の状況では児童・生徒数の減少ということは、いま避けられません。年々、児童・生徒数が下がって、低くなってきておる。右肩下がりというような状況でありますので、やはり先を見た時には適正規模、適材配置ということをしかりと議論をして考えていかねばいけない状況にあるのではないかなと、そういうふうに考えております。

平野倅規議長

奥村仁君。

1番 奥村仁議員

ありがとうございます。まず避けられない状況があるというのは、ごもっともだと思います。やはりその中で、先ほどから言われる交流人口であったり、定住人口を増やすことであったり、若い世代がこの紀北町に住みたいというふうなもの、住むために、楽というわけじゃないですけど、条件がいいから紀北町に住もうという、子どもを育てているような世代が紀北町に増えてくることで、反対に統合しなくてもよくなり、今の学校をフルに使っていけるような状況が生まれるのかなとは思っています。それについては、先ほどの1番、2番のところへんで、町長を含め、執行部の皆さん含め、そういう将来の人口を、どういふのかな、生産人口に当たるんだと思うんですけども、生産人口に当たる部分をどう増やすのかということに、着目していただいて、そこを増やすためにも、もう今からでもいろんな事業を考えていっていただきたいなというふうに思います。その事業をやっていく中でですね、今三重県議会の中で、三重県の南部地域活性化プログラムという言葉が出て

きたと思います。その中で、県は生産年齢人口が20年間の検証率が10%以下の地域とか、そういうところをまとめて、そういうふうな地域活性化プログラムを組むのだというふうに言われていました。

で、これに関しても20年間というスパンで見られているというところで、やっぱり長期のところ、長期の中で考えられているんじゃないかなというふうに思っています。で、このプログラムはですね、南部地域の活性化につながる各部署が行う、効果的に事業が実施していけるよう調整していく、若者の流失を防いで定住していただくことに焦点を当て、誰もが住み続けていける地域を目指して、市町と連携して取り組みを行うものとする。県の事業としては、地域の課題やニーズに的確に対応した市町のさまざまな切り口からの柔軟な連携、そのような取り組みを支援するとともに、国の交付金も取り入れ進めていこうと考えているというふうに、知事が申されておりました。そういうことを踏まえて、県のほうへ行けば、こういうようなことに関してのいろんな事業へのサポートというか、予算というような部分があるのかなと思いますので、そういう部分をいろいろ駆使していただきたいなというふうに思いました。

大きな1番に関しては、これで終了させていただきたいと思います。

それでは、大きな2つ目といたしまして、危機管理のあり方について、質問させていただきます。3月11日に東北を中心に襲った東日本大震災以降、さまざまところで防災について議論されてきました。まずは、命を守ること、これは第一条件です。少しでも早く、少しでも高いところへ逃げることを、誰もが頭に入れ、個々で行動するしかないというふうに考えてはおります。しかし、その後、高いところに逃げた後、どうしますか。夜であったり、寒い時であったり、雨が降ってきたり、そういうところもあろうかと思います。そういう皆さんが逃げた後、誰がどういうふうに指示、指揮をとっていくのか。どういう連携をしていくのか。情報はどういうふうに集められ、どういうふうに情報は配られていくのか。そういうシミュレーションをどういうレベルまでされているのか、お聞きしたいと思います。

調べていく中では、紀北町地域防災計画の中で、いろんな形で活字として計画は載せられております。ただ計画であって、実際に起きた時に、その計画を使ってどういうふうに行動していくのかというシミュレーションが行われているのかどうかというのが、不明な点でありますので、そこをお聞かせいただきたいと思います。

また、避難された後、どこの誰がどこに避難している。そういう状態で元気でおられる

のか。または行方不明となっているのか。そういう情報をどう収集するのか。で、どう伝えるのか。また、紀北町の方だから紀北町内というわけではないと思います。尾鷲市にいたりいろんなところにいると思います。そういう方の情報共有は地域を超えて、市町を超えて収集する必要があるかと思います。そういうことについて、どういうふうなシミュレーションを行っているのか。

あと、避難生活ですが、避難所、いろいろあるとは思いますが、避難所は地震等でガラスが割れたり、使えるような状態を保っているのか、そういうふうな耐震、耐震というか、使える状態になることを前提で整備はされているのか、そういう点をお聞かせいただきたいと思います。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

それでは、危機管理のあり方についてをお答えさせていただきます。今、議員がおっしゃったようにですね、まず各個での避難行動、これが大変重要なことだと思っております。命を守ること、まず防災につきまして、人が死なない防災、生きていてこそということがですね、大変重要になってきております。そういう中で避難情報の伝達方法に、それから先ほどご質問いただいたことにお答えをさせていただきます。

避難情報の伝達方法についてでございますが、避難情報にはですね、避難準備情報とか、避難勧告、避難指示、この3つがございます。まず避難準備情報とは、災害時要援護者等、避難行動に時間を要する方々が、避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況を、次に、避難勧告は、避難行動を開始しなければならない段階であり、人的災害の発生する可能性が明らかに高まった状態。最後に避難指示、あるいは前兆現象の発生や人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断した状況、あるいは人的被害が発生した状況などを申し上げます。

津波に関しましてはですね、即報道があったり、町J-ALERT等があったら、より早くより高くということ逃げたいと、そのように思っております。これらの避難情報につきましては、総合的に判断して町が発令し、その伝達方法といたしましては、防災行政無線等で住民の皆様にお知らせしてありまして、必要に応じて広報車等により対象地区の巡回もしております。これもいろいろな災害に応じてですね、それによった対応をさせていただくということでございます。

次に、生存者、不明者などの情報収集手段についてでございますが、情報収集手段の1つといたしましては、集会所等、避難所に避難して来た方々を確認することが、生存者・行方不明者等、安否情報の把握につながると思われま。また警察、消防署、消防団等の防災関係機関へも、多数の生存者、行方不明者等の安否情報が集まることと思われま。町の災害対策本部といたしましては、災害時には自治会、自主防災会、警察、消防署、消防団など、多くの皆様から生存者・行方不明者等の情報を入手して、情報を集約した後、住民の皆様には安否情報を提供することを考えております。その情報の提供の仕方におきましてはですね、前者議員にも答えたようなこともございます。

次に、避難所等が被災しない手を打っているのかについてでございますが、現在、本町では災害別に避難所を指定しております。地震・高潮・大雨・土砂の災害別に指定しているところでございます。そういうこともございまして、地震に対する避難所につきましては、耐震基準を満たしている建物となっておりますし、また津波の際には高台などを津波襲来時の緊急避難場所として、指定をしております。したがって、住民の皆様には避難所への避難の際は、災害の種類別にに応じて避難していただくようお願いをいたしているところでございます。以上です。

平野倅規議長

奥村仁君。

1番 奥村仁議員

ありがとうございます。避難指示等の情報に関しては、確かにJ-ALERTに絞られていくんじゃないかなと思います。この東海・東南海・南海に関しては、庁舎に職員がいる場合に関しては放送ができるのかなと思うんですけども、J-ALERTが機能すれば、それで情報はかなり行き届くのかなと思います。ただ避難情報等、どこの地区がどうなっているのかという把握をする手法としては、本当に誰がもって、道が寸断されておるわけ、ある場所があるかもしれない、いろんな状況の中で伝達係というか、走って戻ってというようなことを続けなければならないのかなというふうには思います。その中で、その全体的なシミュレーションというか、誰がやるのかというような部分を、実際に町のほうでは一連の流れとしてやられたことは、あるのかどうかというのは、お聞きしたいなというふうに思っております。

あとですね、救援物資等なんですけれども、救援物資のほうも、何日か経ったらある程度のものは入ってくるであろうというふうに思われる部分もあるんですけども、どこへ届

くのか、あと、それまでの備蓄は全員分、町民全員分、足るのかどうかというと、1割程度というふうに認識しているんですけども、の方が3日ぐらい過ごせる分というふうにあるんですけども、どこにあるのか、どれぐらいあるのかというふうな。

平野倅規議長

奥村議員、時間やで、ちょっとまとめたって。

1番 奥村仁議員

聞きたいと思います。あとは、医療体制であったり、そういうところは、実際どういうところと交渉して、どういう形が見えてきているのか。有事の際の後の対策というのを、どの辺までやられているのかということをお聞きして終わりたいと思います。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

避難のですね、情報等の問題なんですけど、これももちろんJ-ALERTもありますけど、今この11月号でしたか、広報きほくに載せていただきましたように、エリアメールがですね、ドコモのほうで発信されますので、我々が今、届いているような情報も、皆さんの携帯に自動的に届くような形にもなろうかと思えますし、防災みえのほうへ登録していただくんですね、私たちと一緒に情報が携帯に入るようになっております。それは広報きほくと行政放送ですね、そちらのほうで町民の皆さんにお知らせをさせていただいたところでございます。

それと、これも各災害別になってくるということですよ。情報収集等におきましても、東日本との関連になりますと、どうしてもアナログにならざる、そういう形にならざるを得ない部分でございます。通信インフラが全部ズタズタになるわけですから。そういったものはやっぱり生き残った皆さんでですね、我々職員も消防団も警察もですね、総動員してそういうことはやっていかなければいけないことだと思っております。

あと、災害物資の受け入れ等はですね、これからやっぱり、くしの歯作戦、東日本でございました。そういうことからすると、この高速道路がですね、大変重要な位置づけを持ってまいります。そのような中で、三浦の休憩所がですね、大変高い位置にございますので、外からの受け入れなんかの第一次の受け入れ等はそういったところもあろうかと思えますし、うちですね、結構、高速道路への乗り入れ道がですね、災害対策時等なんですけど、そういうところは、いろいろなところで付けていただいております。出垣内とかで

すね、加田、古里や馬瀬がですね、そういったものを、緊急物資を降ろしたりですね、そういった取り付け道路が残されておりますので、そういった意味ではそういった高速道路がやっぱり受け入れの主体、それからもし体を壊した方たちがですね、いったらそこからやっぱり搬送させていただくのが、道筋ではないかなと思っております。また医療体制につきましてですね、医師会のほうとですね、災害時の医療救急活動に関する協定書等を結んでおりますので、海山区ですと、第一病院さん、それから長島区については回生病院さん、そういうところへ医師の皆さんも集合していただくというような形になっております。以上です。

1 番 奥村仁議員

どうもありがとうございました。時間もないということで、いっぱい使わせてもらってありがとうございました。伝達方法については、先の議会でもフェイスブックやツイッターを駆使して、使っていくというような課長の答弁もありました。拠点に関しては三浦休憩所を拠点に、いろんな形で対応していけるような構想を考えてみえるということでお聞きしました。

あと、医療に対しては医師会ということで、海山区の第一病院、長島区の回生病院、海山に関しては海岸線じゃないんで、第一病院というのは十分機能するところかなと思いますので、安心して閉めたいと思います。すいません。時間もありますので、ありがとうございました。じゃまた、こういうことをすべてお願いしてですね、今回の12月の定例会の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

平野倅規議長

これで、奥村仁君の質問は終わりました。

平野倅規議長

11時20分まで暫時、休憩させていただきます。

(午前 11時 08分)

平野倅規議長

休憩前に引き続き、再開いたします。

(午前 11時 20分)

平野倅規議長

次に、12番 松永征也君の発言を許可します。

松永征也君。

12番 松永征也議員

12番 松永征也。12月議会定例会一般質問を行います。

質問は、超高齢社会への対応と農山漁村の再生について、お尋ねをいたします。

1項目ずつ区切って質問をいたしたいと存じますので、明解なご答弁をお願いいたします。

最初に、超高齢社会へ適切な対応についてをお尋ねいたします。昨年、10月1日で実施された、平成22年国勢調査の結果が、ようやく総務省から発表されました。これによりますと紀北町の人口は1万8,611人で、5年前の前回調査に比べ1,352人、率にして6.8%の減少であります。また総人口に占める65歳以上の高齢化率は、前回の32.8%から36.6%に3.8%も上昇いたしております。人口が減少していく中で、高齢化が急速に進んでいるのが紀北町の実態であります。今後においても、高齢化がさらに進んでいくことは間違いありませんが、この長くなった高齢期を、健康でしかも生き甲斐をもって、安心して暮らしていけるようなまちづくりが、ぜひとも必要であり、超高齢社会への適切な対応は、待ったなしの最重要課題であると考えます。このことから、次のことについて、町長のご所見をお伺いいたします。

まず初めに、地域福祉計画の策定と、その推進についてお聞きをいたします。急速な高齢社会の進行に対処していくためには、地域福祉計画を策定し、それに基づいて地域福祉の一層の充実を図るとともに、地域での支えあいが極めて重要であると考えます。町長はいかがお考えかお聞きをいたします。

次に、特定健康診査、保健指導の充実について、お聞きをいたします。長生きできても、健康でなくてはなりません。健康年齢を保っていくためにも、また医療費の適正化を図る

ためにも、疾病の早期発見、早期治療が極めて重要であります。町民には年1回の特定健康診査は必ず受けていただくよう努めていくべきであります。ご所見をお伺いします。

次に、地域包括支援センターの充実について、お聞きをいたします。お年寄りの9割の方は、できる限り我が家で暮らしていきたいと思っております。そのためには、在宅生活を支援する拠点ともなる地域包括支援センターは、高齢者の身近な日常生活圏域ごとに配置すべきでありまして、町長はこのことについてどのようにお考えか、お聞きをいたします。

次に、町営バスの運行区域の拡大について、お聞きをいたします。本年7月から一部の区域で試験運行が行われております。その実施状況はどうか、お聞きをいたします。また、河内や馬瀬、赤羽地区などの公共交通機関の空白地域においては、高齢者は運行開始を待ち望んでおられます。平成24年度から運行区域を拡大して、本格実施すべきであります。いかがお考えかお伺いします。

次に、災害弱者対策について、お聞きをいたします。東南海地震など巨大地震がいつ起こってもおかしくないと言われております。紀北町から一人の犠牲者も出さないためにも、高齢者や障がい者など、災害弱者対策はリヤカーの利用がもっとも有効ではないかと考えます。助成制度を創設するなどして、普及・促進を図ったらどうか、お伺いいたします。

次に、シルバー人材センターの法人化について、お聞きをいたします。高齢者の知識や経験を生かして、仕事を続けることは、高齢者の健康や生き甲斐にもつながるものであります。法人化することによって、運営費が国の補助対象ともなりますし、センターの活性化にもつながるものと考えます。ご所見をお伺いいたします。

次に、町立老人ホーム赤羽寮の改築について、お聞きをいたします。既に40年を経過しており、施設の老朽化が進んでおります。その上、養護老人ホームでは狭い相部屋での生活であるために、トイレや着替えなどにおいて、お年寄りの尊厳にも関わる状態であると思われま。さらに特別養護老人ホームにいたしましても、待機者が多く抱えておりますし、改築に合わせて定員を増やしていけば、その解消と施設運営の効率化にもつながるものと考えます。いかがお考えかお聞きをいたします。

以上、超高齢社会への対応について、ピックアップをしてお聞きをいたしましたが、町長のご所見をお伺いいたします。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

それでは、松永議員のご質問にお答えをいたします。

まず、超高齢化社会への適切な対応についてでございますが、議員のご提言のとおり、紀北町においても急速な高齢化に対処していくためには、地域福祉を一層充実させるとともに、地域での支えあいが極めて重要であると、私も認識しているところでございます。さて、地域福祉計画についてでございますが、地域福祉計画は社会福祉法の第107条に掲げられております。ただし、計画の策定については義務づけるものではなく、地方の自主性、自立性に配慮した努力規定とされているところであります。また、本町のほかの計画の策定状況といたしましては、昨年度、紀北地域障がい者福祉計画を策定をいたしました。本年度については、紀北町障がい福祉計画、紀北町高齢者保健福祉計画の策定が義務づけられておりまして、策定中でございます。

地域福祉計画におきましては、平成23年3月議会定例会でも答弁させていただきましたが、地域福祉計画は住民参加の地域福祉体制を構築し、高齢者などの孤立の防止にも対応可能な地域住民が安心できる生活を継続するための地域づくりに資するものであるという、議員のご指摘は、住民との協働を基本とする私の姿勢と合致しているものであると認識はいたしております。ただ、この計画は実に幅広く、一朝一夕で策定できるものではございませんし、策定することが目的になってしまっただけではいけないと考えております。さらに地域福祉計画は現在策定中のこれらの計画との整合性を図ることが必要でありますので、既に策定済の市町などの計画内容等を調査・研究の上で、計画の実効性や策定期間についても勘案していきたいと考えております。

次に、特定健康診査についてでございますが、この制度は議員ご存じのとおり、平成20年度から40歳から74歳までの方を対象として、国保、共済組合、協会けんぽなどの各保険者ごとに実施されることになった保健制度であります。紀北町国民健康保険におきましても、厚生労働省の指針のもと、特定健康診査等実施計画で、平成24年度の受診率65%を目標として、被保険者の皆様にご理解を賜るよう努めてまいりましたが、残念ながら、平成22年度の受診率は21.8%と、県下でも最低に低迷をいたしております。

また、医療費におきましても、国民健康保険被保険者1人当たりの医療費は、平成22年度に37万6,936円となり、県下でもワースト1となってしまいました。私といたしまして、このような状況を非常事態と受けとめ、担当課と今後の対応を協議しているところでありまして、平成23年度におきましては、有効な施策を具体的に打ち出してまいりたいと

準備を進めているところでございます。さらに、議員の皆様には、全員協議会でもお諮りいたしました。現在、策定中の紀北町総合計画におきましても、重点プロジェクトの1つとして健康年齢5才延長を目指す元気なまちづくりを、生涯元気な町を掲げておられ、少子高齢化が進む中で、子どもから高齢者まで元気にいつまでもいきいきと過ごすことが重要であると考えております。町民の皆様一人ひとりに、自分自身の健康について、目を向けていただきまして、そのような町を早く実現するためにも、特定健診の受診率が上がりますよう、一層努力してまいりたいと考えておりますので、今後ともご指導を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

次に、保健指導についてであります。特定保健指導の基準に準じて実施しております。6カ月の期間、個別また集団で指導させていただいております。周知方法といたしましては、個人通知、連絡のない方には電話勧奨、戸別訪問など実施をいたしております。また国保とタイアップ事業につきましては、生活習慣病予防のために、スリム教室の実施、国保、教育委員会等との連携による健康づくりのためのウォーキング推進事業なども実施しております。1人でもたくさんの方に参加していただけるよう、引き続き国保を含め関係課との連携を保ちながら事業を進めていきたいと思っております。

地域包括センターでございますが、現在は、紀北広域連合が紀北町社会福祉協議会に委託をして運営をしております。拠点となる施設は、紀伊長島区にありまして、保健師、社会福祉士、介護支援専門員などの専門的な知識を持つ職員6名を配置し、住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために、必要な援助を行う目的で、老人の総合的な相談業務や高齢者虐待への対応、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する業務を行っております。

議員ご指摘の地域包括支援センターを、日常生活圏ごとに配置すべきとのご意見でございますが、海山区の住民の相談につきましても、地域包括支援センターの職員が、海山区まで出向き対応しているところでありますし、海山区にある本庁保健福祉課に相談があった場合でも、本庁福祉保健課で直接対応するか、訪問相談が必要な場合は、ただちに地域包括支援センターに連絡し、職員が訪問を行うなど、海山区においても迅速な対応に努めております。また、地域包括支援センターに勤務を経験した職員が、本庁福祉保健課にも2名在籍いたしております。高齢者の相談支援につきましては、地域包括支援センターと連絡を密に取り合い、対応しているところでございます。現在のところ、地域包括支援センターが遠いというところで、特に苦情をいただいたということはございません。地域包

括支援センターも6年目になり、徐々に浸透し相談件数も増加してきております。基本的には現在の体制で、業務の充実に努めたいと考えております。

町営バス運行区域の拡大についてお答えいたします。現在、いこかバスとして実施しております町営バスの試験運行は、過疎・高齢化の進む本町におきまして、持続可能な地域の公共交通の確立を目指して、本年3月1日に開始をいたしました。その路線は、木津、便ノ山、小山浦を経由して役場本庁に至る便ノ山線と、海野、中ノ島などを経由して紀伊長島駅に至る海野線の2路線で、買い物と通院を目的といたしまして、週2回、1日に行きと帰りを合わせて5便運行しております。

4月から11月までの運行状況につきましては、現在のところ、事故やけがといった問題もなく、安全に運行いたしております。また、利用状況につきましては、5カ月間の行きと帰りを合わせた延べ利用者数918人で、1日当たりに平均いたしますと、約10人となります。利用者からはありがたい、助かるといった声をいただいております。しかしながら、全体的には利用が少ない地域の存在や、帰りの利用者が少ないといった課題、また収支率は10%を下回っており、今後、利用率や収支率を向上させるための改善を行う必要があります。このような改善を実施した上で、他の地域への拡大を検討したいと考えております。

続きまして、災害弱者対策としてリヤカーの活用は有効であると考えているので、助成制度を創設して普及を図るべきとの提案でございますが、議員がおっしゃるとおり高齢者など、災害弱者に対応すべく、津波避難対策として、リヤカーを活用することは、効果的であると考えております。現在、自主防災倉庫へはリヤカーを1台ずつ配備しているところであります。しかしながら、助成制度の創設につきましては、リヤカーのニーズ、設置、保管場所、財政面等、さまざまな角度から検討する必要があると思います。

次に、シルバー人材センターの法人化について、お答えさせていただきます。シルバー人材センターは高齢者に地域の日常生活に密着した仕事を提供し、高齢者の生き甲斐と就労機会の増大を目的に設置しております。事務は紀北町社会福祉協議会の本所と海山支所で対応しております。議員、ご指摘の法人化でございますが、シルバー補助金の交付を受けるには、一般社団法人または一般財団法人になることが条件で、基準といたしまして、会員数100人以上かつ年間就業延べ人数5,000人以上となっております。紀北町は基準に達しておりませんので、補助対象外となっております。今後も引き続き、高齢者のニーズに合ったより充実したシルバー人材センターを目指して会員の募集、新規職種の開拓など取り組んでまいりたいと思っております。

赤羽寮の改築についてでございます。町長就任以来、議会でも度々ご答弁をさせていただきます。赤羽寮に関しましては、常に施設の状況等を把握しまして、快適で安心して日常生活を送っていただく環境を整備するために、昨年度は暖房用のボイラーの交換、スプリンクラーを設置いたしました。また、今年度は床張り替え工事を実施しているところでございます。今後におきましても、入居者の安全・安心を最優先に考えまして、施設の改修が必要なところは、早期に予算化し整備を図ってまいりたいと考えております。

次に、議員ご質問の、特別養護老人ホームの待機者でございますが、紀北町、尾鷲市管内、11月30日現在ですが、253人の実待機者がおられます。この状況を解消するために、三重県は東紀州地域において、平成25年4月から50床を増床することを許可する方向で、介護サービス事業者からヒアリングを行ったところ、紀北町内に50床の特別養護老人ホームを建てたいという業者が2社ございました。県の情報では、今月中にはそのうちの1社に決定するとお聞きいたしております。したがって、平成25年度に新たに50床の施設が稼働すれば、かなり待機者が解消されるものと期待をしているところでございます。以上ですね。

平野倅規議長

松永征也君。

12番 松永征也議員

ご答弁をいただきましたが、町長は常々ですね、町民目線とよく言われますけども、あまり前向きなご答弁をいただかなかったという感じをいたしております。地域福祉計画の策定と推進であります。これはですね、平成12年に社会福祉法が制定されましたね、市町村に地域福祉計画の策定とその推進が明記されております。既に11年が経っておるわけですね。県下ではですね、既に20以上の市町においてですね、策定あるいは策定中であります。高齢化がですね、ほかの市町よりも進んでおる本町においてですね、まだ全然手つかずの状態となっております。再三議会でも質問を取り上げてまいりましたが、このですね、地域福祉計画が策定されていないために、現在でもですね、あちこちでいろいろとですね、支障を生じてきていると、私は思っております。

介護保険法がこの7月に改正されました。その117条ですね、ちょっと朗読していただきたいと思っております。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

今ですね、私自身は持っておりませんので、議員お持ちでしたら、117条をお読みいただければありがたいと思うんですが。

法令をですね、毎回、何条読め、何条読めとおっしゃられるとですね、手持ちがないのも事実でございますので、もしお持ちでしたら、すいませんが、よろしくをお願いします。

平野倅規議長

松永征也君。

12番 松永征也議員

できたら担当課長に読んでいただきたかったわけなんですけど、私も今、机にはありますけど、ここには今、持ち合わせておりませんけどね。介護保険のですね、第5次の事業整備計画が今、立てられております。介護保険料もですね、来年の4月から20%前後引き上げられるんじゃないかということが危惧されておりますけど、その計画にあたってはですね、この地域福祉計画との整合性を図ることという規定でございます。町長。そういうことになっておりますし、また社会福祉協議会におきましてもですね、地域福祉の行動計画を策定して、それをですね、推進していかなければならないということになっておるわけなんですけど、肝心のですね、町の地域福祉計画がまだ策定されていないということですね、その基礎となる方針、町の方針ですね、それが示されていないということで、社会福祉協議会においてもですね、この行動計画は策定できないということで、大変困っております。このような状況にあるわけなんですけど、ご答弁をいただきたいと思います。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

先ほども答弁させていただきましたが、決して行わないということではございませんので、予定ということですね、県のほうへも届けさせていただいております。そういう中で、今、義務がある、法的義務のあるものを、今、策定中でございますので、それをですね、早期に策定しまして、福祉計画のほうも取り組んでいきたいと、その点をご理解いただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

平野倅規議長

松永征也君。

12番 松永征也議員

高齢化が進んでおるわけなんで、長年住み慣れた地域でね、いつまでも安心して暮らしていけるような、この地域福祉の推進をぜひお願いしたいと思います。

それからですね、特定健康診査、保健指導でございます。平成20年に施行されましたけども、高齢者の医療の確保に関する法律、これに基づいてですね、実施されておりますが、その趣旨はですね、健康な老後を迎えるためには、壮年期からの健康管理が最も重要であるという趣旨でありまして、町長も申されましたように、40歳以上の方を対象に実施されております。20年度から始まって、既に4年が経つわけですね。しかし、受診率はですね、毎年県下で最低の状態であります。逆にですね、町民1人当たりの医療費のほうは、毎年県下で一番高い状況が続いております。医療費の高い原因でありますけども、発見が遅れたために入院ですとか、また手術ですとか、また透析とか、そのような重症の方がですね、多いからではないかと、私は思っております。町民にはね、年に1回の特定健康診査をですね、受けていただいて、早期発見、早期治療、まあ通院でね、治るようなことを考えていくべきであると思います。

町職員も共済組合員ですから、特定健康診査、受けておられると思うんですが、町職員はどの程度、受診率があるのか、お聞きをしたい。それともう1点は、この特定健康診査、低い場合はペナルティーもあるんですね。それはどんなふうになっているのか、お聞きいたします。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

職員組合のパーセンテージと、ペナルティーにつきましては、担当課より説明をいたさせます。

平野倅規議長

工門住民課長。

工門利弘住民課長

私ども職員はですね、三重県市町村職員組合という組合へ入っておりますが、特定健診の受診率が85.5%というふうになっております。組合員ですね、つまり職員がですね、93.5%と高くですね、被用者保険等の職域保険とですね、市町村の国保とは形態がまったく異なるものでございまして、例えば職域の場合ですね、受診率を上げる手段としてはです

ね、職場の方針で職員に特別休暇とか、そういう措置もできますけども、国保の被保険者の方は、事業主の方とか、自営業の方が多くてですね、ご本人に仕事を休んでですね、受診していただかなければならないというふうなところがございます。したがって、自分自身ですね、健康につきまして、関心を持っていただくように理解を求めて、自らの足で医療機関に健診を受けに行ってくださいという、そのような必要がございます。紀北町の国保におきましてもですね、平成20年度の制度創設以来ですね、被保険者の皆様には健康の大切さを理解されまして、1人でも多くの方に受診していただけるよう進めておりまして、決してその受診率を上げる努力をしてなかったわけではございません。また、保険者等ですね、国保とそれから共済組合、それからあと、協会けんぽ等ですね、そういった保険者のあり方が異なりますので、その点で率は違う部分があるかと思いますが、その点をご理解賜りますようお願い申し上げます。

それから、ペナルティーと言われておりますけども、それにつきましては、平成24年度でですね、65%を超えていないところについては、ペナルティーをかけますよというようなことを言われております。後期高齢者医療に関する交付金を減らされるとか、そういうことは前から言われてますが、まだ決定的にそうすると決まったわけではございませんが、そういうことも以前から言われております。それにおいてもですね、できるだけ、そういうことにならないようにですね、当町としても、今後、その受診率を上げる必要がございますので、平成24年度においてはですね、具体的に受診率が上がるような施策をですね、先ほど町長も申し上げましたけども、そのような施策をとっていきたいということで、今後、新年度予算の編成も始まりますけども、その前にですね、理事者とは協議しておるところでございまして、いろんな手段、財源が必要なものもございますけども、それも含めまして予算前までに、理事者と協議してその計画をつくっていききたいと、そのように努力しております。以上です。

平野倅規議長

松永征也君。

12番 松永征也議員

職員の健康管理も大事なことで、職員に対しては93.5%ですか、高いわけなんですけども、これと同じようにね、やっぱり町民の健康管理はですね、私に言わしたら、職員よりももっと大事やと思っておりますのでね、ぜひ一つ最低、県下最低なもんですから、取り組んでいただきたいと思います。

それから、地域包括支援センターなんですけどね、高齢者を対象にですね、相談業務ですとか、また在宅での生活、それに介護予防といったですね、大変重要な業務を担う拠点となるところでありますね。平成18年に設置されてですね、既に5年は経っておるわけなんですけど、町長はご答弁ではですね、だいぶ普及されているように言われましたけども、私はそうじゃないと、町民のですね、50%以上の方はですね、知らないというアンケート結果も出ておるわけなんです。困った時にですね、相談に行くところを知らないという状況では大変問題であると思います。現在は、紀伊長島区に1カ所、設置はされておりますけども、海山区から見ればですね、10km以上もあるわけなんで、離れているわけなんで、高齢者にはですね、大変無理なことだと思っております。基準ではですね、中学校区に1カ所、あるいは高齢者のですね、日常生活圏域、海山区と紀伊長島なんですけども、町内には2カ所ありますけど、圏域ごとに1カ所というようになっておるわけなんです。在宅生活をですね、支えていく重要なセンターでもあるわけなんです。これがこんなふうには、私は不足していると思っております。そのためにですね、長年住み慣れた地域でいつまでも暮らしていきたいという気持ちがあってもですね、すぐ入所施設へ申し込んでいくというような結果になって、そしてそれがですね、介護報酬ですね、在宅でヘルパーさんの厄介になって生活すればですね、3万か4万で済むものを、施設へ入ればですね、25万円も30万円もかかるわけですね。それが我々の介護保険料に跳ね返ってきておるわけなんで、ぜひ、一つこのね、在宅での生活を支える、その拠点である地域包括支援センターでですね、ぜひ、一つ充実をしていただきたいと思うわけなんですけど、もう一度ご答弁をお願いいたします。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

本当にね、松永議員おっしゃるとおりではございます。いろいろなところで、ただ今おっしゃったように、50%ということで、そうですね、相談件数も今163件ぐらいある、22年度はですね、そのように聞いております。そういった中で、この包括支援センターのメンバーがですね、一生懸命頑張っていると思います。

そういった部分で、もっと知らしめてですね、人的なものが足りないということになりましたらですね、やっぱり、そういうことも考えいかなければいけないかなと思います。距離があるとは申してもですね、支援員がやはりその高齢者のところへ出向くという形態で

ありますので、そういった部分では高齢者の方にご迷惑をかけないで、こういう相談業務を行って、現在ですね、いるのではないかと考えておりますので、ご理解いただきたいと思いますが、ただ相談をですね、もっと気軽にできるような状況にしてですね、それがどんどん手が詰まってまいりましたら、松永議員おっしゃるように生活圏内にですね、やっぱり設置しなければいけないかなと、そういうことも考えますので、そこはですね、随時様子を見ながら取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

平野倅規議長

松永征也君。

12番 松永征也議員

在宅での生活を1日でも長くね、できるように、一つ取り組んでいただきたいと。高齢者の相談はですね、待っていたんではいかんと思うんですね。こちらのほうから出ていくということが大事ではないかと考えております。ぜひお願いします。

それから、町営バスの運行区域の拡大についてでありますけどもね、地域の状況ですとかですね、関係団体の老人クラブなんかの意見をですね、十分に聞いて把握していただいた上で、対象は高齢者でありますので、あくまでもですね、町内の格差のないように対応していただきたいと思っております。これは答弁は結構でございます。

それから、災害弱者の対策でございますけど、町内には災害弱者と言われる方は、私、千人ぐらいはみえるだろうと聞いております。いざという時、1人の犠牲者も出さないという強い決意を持ってね、取り組んでいただきたいと思っております。おんぶするとか、車椅子での避難はですね、適当ではないと思っております。リヤカーが一番有効ではないんかと聞いておりますので、今後ですね、一つ取り組んで、普及にもですね、自主防災なんかに支給されるんでしょうけども、図っていただきたいと思っております。この件について、もう一度ご答弁をお願いします。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

今、お話いただきましたように、私、相賀の避難訓練にも参加させていただきました。そういう中でリヤカーが大変ですね、有効な位置づけをしているのが、実感しております。そういったことで、今、自主防災にはリヤカーも一応配備させていただいておりますが、今後ですね、以前ある議員からもご指摘いただきましたように、助成制度も行っていき

いと思いますので、そういう活動の中でやっぱりそういう備品も購入できるのかと、それ今、検討いたしておりますので、もしそういう制度ができましたらですね、そちらの活用も考えていただければと思っております。

平野倅規議長

松永征也君。

12番 松永征也議員

それでは、シルバー人材センターの法人化についてをですね、重ねてお聞きをいたしますけど、定年退職してからの人生がですね、大変長くなってきておるわけなんですね。これまでの経験を生かして仕事を継続していくということは、生き甲斐やとか、また健康の保持にもなると思っております。法人化なんですけども、町長のご答弁と私とちょっと食い違うんです。対象の基準はですね、私も県のシルバー人材センターの連合会へちょっと問い合わせしたんですけど、基準としては、会員が100人以上、年間420日以上稼働があればですね、法人化ができるという回答をいただいたんですけど、いかがなんでしょうか。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

申しわけないです。420日とおっしゃいましたですか。

12番 松永征也議員

420日、はい。

尾上壽一町長

年間420日と言いますと、365日やなしに420日ですか。

12番 松永征也議員

累計ね。

尾上壽一町長

ちょっと担当のほうで、どこまで把握できているか、ちょっと答弁させていただきます。

平野倅規議長

谷福祉保健課長。

谷吉希福祉保健課長

私のほうでですね、社協のほうへ問い合わせたところによりますと、会員数が100人以上と、延べ就業日数ですね、延べ就業人員ですね、これが5,000人ということで、

お聞きしていますので、ちょっとその日にちのことは、ちょっと確認してございません。はい、以上でございます。

平野倅規議長

松永征也君。

12番 松永征也議員

再度ね、一つ問い合わせをして、一つ検討していただきたいと思います。

老人ホームの赤羽寮の改築の問題なんですけどもね、40年前の基準でつくられた施設であります。今の設置基準ではですね、すべてが個室ということになっておりますけど、経過措置があるわけでありまして、特にですね、養護老人ホームについて、気になるわけでありまして、というのはですね、比較的元気なね、外出もできるような方が入っておられるわけですね。したがってですね、そういう方の生活の場でもあるわけでありまして、それでまたそのような方はですね、長年苦勞されて今の紀北町を築いてくださった方々であるのでね、もう少し環境を良くしていただきたいという、気になる思いをいたしております。

それとですね、平成16年の豪雨災害でもですね、浸水被害もありました。そのようなことで、あの場所で適当なんやろかどうかということもありますし、またさらにですね、経営形態が公営かあるいは民営か、そういう問題もあるわけですね。したがってですね、昨年はスプリンクラー、今年は床の張り替えと、延命化を図っていただいておりますけども、時間のかかる問題だけにですね、議論のほうはですね、継続してやっていかなければならない問題ではないんかと思うんですが、町長のもう一度ご答弁をお伺いします。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

松永議員おっしゃいますようにですね、今、住環境がそういった養護老人ホームのほうなんかですね、そういった部分、プライベートの部分もございます。ですから、いろいろとそれらも含めてですね、今、少しでも安全・安心で暮らせるようにということで、私就任させていただいてから、いろいろと手当てをさせていただいております。そういう中で今1つの考え方としてですね、カーテン等で間仕切りするとかですね、ある程度の今の現状でどうやってより快適な住環境をつくってもらえるかということ、今の段階ではですね、やっていきたいと思っておりますので、その辺はご了承いただきたいと思います。

特に、養護の場合はですね、議員もおっしゃったように、比較的元気な方が過ごしております。トイレ等もですね、きちっとしたトイレへも行けますので、そういったものも含めて、今回、畳等もですね、傷んでいる部分もございますので、そういった少しでも快適に暮らしていただけるような施策をですね、今後も続けていきたいと思っております。

そういう中で、建て替え等についてもですね、勉強していきたいと思っておりますので、その辺ご了解をお願いしたいと思います。

平野倅規議長

松永征也君。

12番 松永征也議員

それではですね、2番目の活力ある農山漁村の再生を目指してを、お尋ねいたします。先ほどはですね、前者議員からも農業振興について質問がありましたので、大変、力強く感じました。農業であります、農業生産の場であるとともにですね、国土の保全をはじめとして、また美しい景観の形成など、多面的な機能を有しております。

本町はですね、気象が温暖で、しかも豊かな農林水産資源に恵まれていることからですね、古くから農林漁業は、本町の地場産業として、盛んに営まれてきております。その再生を図るべく生産するだけでなく、加工や販売、観光などと結びつけた、いわゆる六次産業化を推進して、町産業の活性化を図るべきであると考えます。

また、町長はスポーツや観光などによる都市との交流を進めていくんだというお考えのように、私は受け止めておりますが、そのためにもですね、何と云っても紀北町が思い出に残るような、また、二度、三度と訪れていただくためにもですね、施設の整備だけでなく、町全体を豊かな自然を生かした、美しい魅力ある町にしていくべきではないかと考えます。

また、人口が年々減少しているわけでありまして、これについてもですね、町内に雇用がないからであると思っております。そのためにも地場産業の再生を図っていくべきであると考えますので、次のことについてをお聞きいたしたいと思っております。

まず、地産地消の推進について、お聞きをいたします。学校給食におきまして、地域産品の活用を図れないのか。食育の推進にもですね、つながると考えますので、いかがお考えかお聞きをいたします。

次に、なたねの栽培の促進について、お聞きをいたします。食生活の変化に伴いましてなたね油の需要が増大していると聞きます。遊休農地を利用しての栽培と加工場の整備な

どに支援を行って、積極的な普及を図ってはどうかと考えます。菜の花による美しい景観の形成にもつながるものと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

次に、有害鳥獣の被害対策について、お聞きをいたします。有害鳥獣による農作物への被害が深刻になっており、これが農業の衰退にもつながっていると考えます。捕獲補償費の増額や河川堤防や農道などを利用して、地域全体を囲むような防護柵の設置など、大規模な取り組みが必要であると考えます。町長のご所見をお聞きしたいと存じます。

次に、体験交流の推進についてお聞きをいたします。グリーンツーリズムとか、農家民宿などによる都市との体験交流を推進し、町民の所得の向上と町の活性化を図ってはどうかと考えます。

以上、農山漁村の活性化について、ご所見をお伺いいたします。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

活力ある農山漁村の再生を目指してについて、一つずつお答えをさせていただきます。地産地消の推進につきましては、学校給食における地場農産物を使用する地産地消の活動は、全国的にも増加傾向にあります。当町の学校給食におきましても、ミカン、イチゴ、卵などの農産品においては、学校給食への導入が図られております。今後は、町内で生産されている各農産物の生産状況の把握も行い、学校教育課や関係する団体等と連携を図りながら、導入可能な農産品から学校給食に取り入れていただけるよう、地産地消に向けて努めてまいりたいと考えております。

なたね栽培の推進につきましては、なたね油は戦後、抽出油の普及で価格面や大量供給により需要が減少しましたが、近年、遺伝子組換え原料や食の安全性が問われるようになりまして、国内産原料が見直されるようになってきております。なたね栽培を国の戸別所得補償制度を活用し、普及することができれば、作付け面積の拡大と景観整備、また、遊休農地の解消にもつながっていただけるのではないかと考えております。

がしかし、町内におきまして、なたね油として出荷できるほどのなたねの生産を行っている方はみえず、三重県紀州地域農業改良普及センターと連携を図りながら、なたねの作付け支援や生産者の確保に努め、農業者の方と相談の機会を設けながら、収益性も含め総合的に調査を研究をしていきたいと思っております。

続きまして、鳥獣被害対策でございます。有害鳥獣の被害の増大におきましては、町民

の方からのご意見や、農業委員会からの建議書等により十分把握をいたしております。議員のご指摘の大規模な防護柵の設置におきましては、現在、紀北町鳥獣害防止総合対策協議会を中心に、国庫補助を使用した大規模獣害柵の設置に取り組んでおります。今後も国へ継続した補助の要望を行い、この協議会の獣害柵補助制度の活用も図りながら、要望のある地域へ獣害柵の設置や、有効な獣害対策を行っていきたいと考えております。

体験交流の推進につきましては、現在、農山漁村の豊かな地域資源を活用し、体験交流を推進していくため、紀北ふるさと体験塾やNPOなどが、子ども農山漁村交流プロジェクトの学校の受け入れや、旅行会社と提携をしました体験交流事業を行い、町内の農家民宿や体験型イベント交流施設、けいちゅう等を拠点に、グリーンツーリズムやブルーツーリズムの体験活動を行っており、平成24年度からは旅行会社と連携した農業体験ツアーも計画いたしております。

今後も、この体験交流事業を継続していきまして、町内の活性化につなげていくためにも、体験交流事業を継続して運営していける人材の確保にも努めていきたいと思っております。以上です。

平野倅規議長

松永征也君。

12番 松永征也議員

時間も来ておりますので、1件だけお聞きをします。地産地消の推進でありますけど、代表的なものはですね、学校給食であると思っております。現在も、ご答弁では、ミカンとかイチゴなどですね、できるだけ地場産品を使うようにされているということで、よく理解はできました。

農家のほうもですね、今の体制ではなかなか数も、数量もそろわんようにも思いますし、採用は難しいところもあるんでしょうけども、今後ね、農業を振興していただいて、一層ですね、地場産品の活用をぜひとも考えていただきたいと思えます。

それからね、食育なんですけども、地場産品を活用することによってですね、生産者の顔がわかるということで、安全にもつながると思えますし、第一ですね、地産地消を通じて子どもと地域、また学校と地域、そのような貴重なね、関係ができるものと思えます。今後もですね、ぜひ、地産地消に一つ学校給食に取り入れていく努力はお願いしたいと思います。答弁いただいて終わります。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

海山区と紀伊長島区、センター方式とか自校方式の関係もありまして、議員がおっしゃるように数量の問題等もございますが、そういうことをやっていきたいと思ひますし、中里地区でですね、農業をしてみえる方がですね、子どもたちと一緒にやっていただいております。そういうことを連携づけていくことによってですね、食べ物に対するありがたみとか、そういったものが生まれてくると思ひますんで、それらは今後とも進めていきたいと思ひます。またご協力のほうよろしくお願ひ申し上げます。

12番 松永征也議員

終わります。

平野倅規議長

これで、松永征也君の質問は終わりました。

平野倅規議長

昼食のため、午後1時20分まで休憩とします。

(午後 0時 15分)

平野倅規議長

会議を開きます。

(午後 1時 20分)

平野倅規議長

次に、8番 玉津充君の発言を許可します。

玉津充君。

8番 玉津充議員

8番 玉津充。平成23年12月議会の一般質問を行います。

今回は、雇用対策と国道422号線の延伸について、1項目ずつお伺いします。まず雇用対策についてですが、当町の最大の町民ニーズは、若者の雇用の場の確保であります。しかしながら、昨今では暗い状況が続き、企業誘致など若者が住み着く雇用の確保は、困難さを極めております。とりわけこのような状況下におきまして、3年前、100年に一度と言われたリーマンショックが発端の経済不況により、その対策の1つとして行われた緊急雇用対策であります、緊急雇用創出事業、ふるさと雇用再生特別基金事業が、来年3月で3年間の期限を迎えます。残り3カ月余り、来年度からこの事業で進めてきた雇用や業務がどうなるのか、心配であります。この取り組みについて、以下の順にお聞きします。

1. 外郭団体を含めたこの事業での雇用状況
2. 事業の成果
3. 事業の先行きについて、以上お答え願います。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

玉津議員のご質問にお答えいたします。

外郭団体を含めたこの事業での雇用状況についてであります。紀北町では、平成21年度から国の緊急雇用対策事業を活用しております。今年度につきましては、緊急雇用創出事業で3,473万7,000円、実雇用者数11名、ふるさと雇用再生特別基金事業で593万円、ごめんなさい、申しわけない。5,093万円、その前は3,473万7,000円です。申しわけないです。実雇用者数9名で事業を進めております。内訳といたしまして、緊急雇用事業では農林水産課の獣害対策パトロール事業2名、農業コーディネーター事業1名、農道、林道等の維持管理事業3名、税務課の個人住民税に関するデータ処理事業1名、危機管理課の津波等災害対策事業3名、商工観光課では熊野古道カード普及推進事業として、紀北カードサービスに委託いたしまして、1名を雇用し事業を進めていただいております。

一方、ふるさと雇用再生特別基金事業は、すべて商工観光課で行っておりまして、観光コーディネーター事業3名、紀北インストラクター雇用事業2名、きほく倶楽部設立事業1名を紀北町観光協会に、紀北町FMラジオ番組PR事業では3名を、三重FM放送株式会社に委託して、事業を進めているところであります。

事業の成果につきましては、平成22年度までの2カ年で緊急雇用事業2,332万6,713円で、実人員で15名の雇用、今年度を予定で含めると、事業費約5,806万円で、実人数で26名の雇用が実現しました。ふるさと雇用事業につきましては、2カ年の実績で4,088万3,083円、雇用者数12名、今年度を含めると、約9,181万円、21名の雇用が実現をいたしております。また、この事業で実施いたしました観光コーディネーターやインストラクターは地魚マップやホームページなどの製作、店舗への調査資料作成や、メディアの取材対応をはじめ、先般、ゆるきゃらグランプリ2011で、三重県で1位となった「きーほくん」を活用し、地元はもとより名古屋、大阪、東京など都市部でのイベントなどでのPR、また、けいちゅうや銚子川、熊野古道などでの体験事業のインストラクターを行ってきております。

ほかにも町内の各種イベントの参画、団体との連携、協力などに本町の観光まちづくりに対して大きく貢献をしていただいております。

紀北町のファンクラブである、きほく倶楽部につきましては、現在、会員数が約600人となり、会報誌の作成・発送、メールマガジンの配信など、旬の情報提供を行っております。紀北町FMラジオ番組PR事業も含め、紀北町を大いにPRし期待した以上に成果が出ているものと考えております。そのほかにも、農林水産課の獣害対策パトロール事業、農業コーディネーター事業、農道、林道等の維持管理事業、危機管理課の津波等災害対策事業など住民と直接接していただいております方々に対しましては、よくやっているとお褒めの言葉もいただいているところでございます。

熊野古道カード普及推進事業につきましても同様に、雇用という目的に加え、それぞれの部分で大きな成果が現れているものと考えております。事業の先行きということではありますが、緊急雇用対策事業は23年度で終了するということでしたが、成長分野への雇用拡大として、重点分野雇用創造事業の新設など拡充され、さらに先月には国の3次補正で震災対応事業の拡充として、震災等緊急雇用対応事業が24年度当初から活用できるということになりました。過去2年の実績見合いで、県から各市町に示されましたが、当町の配分目安額は1,347万5,000円となっております。当初予算に計上すべく予算編成作業を行っているところでございます。

ただし、ふるさと雇用再生特別基金事業につきましては、従来どおり今年度で終了することとさせていただきます。以上です。

平野倅規議長

玉津充君。

8番 玉津充議員

今、ご回答いただいたんですが、24年度からですね、3次補正等で予算付けがされるということで、ゼロにはならんだろうと思うんですけど、今回の今、現在の規模とですね、24年度から活用できる規模、ふるさと雇用再生特別基金事業は、先ほど、無しというふうにお聞きしました。1つですね、この雇用というのは、人数はお伺いしたんですが、いわゆる年齢層ですね。一般の勤めを終えられた方を雇用しておるのか。またはですね、現在、家庭を持って生活をしておる、もしくはそれ自体で自立して生活をしておるというふうに分けて見ますと、その雇用の内訳、今、全員で30名ですね。11名と9名というふうにお伺いしました。そのですね、年齢構成だとか、今、私が申し上げましたような構成はどのようになるとるのでしょうか。

そして、もう1つこれらですね、雇用条件として、雇用保険の加入状況等はどうなるとるのでしょうか。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

商工観光等を各担当から答弁いたさせます。

平野倅規議長

濱田商工観光課長。

濱田多実博商工観光課長

30名の年齢構成でございますけども、ちょっと今、手元に資料はございませんが、退職された方の雇用、それとあとですね、今、お子さんをお持ちの30代とか、20代も含めてですね、幅広い雇用をしているというのが現状でございます。数字についてはちょっと現状では、ちょっと持ち合わせておりません。

もう1つですね、厚生年金の加入状況でございますけども、基本的にはですね、雇用保険も含めまして、そういった社会保障制度には加入をしております。以上でございます。

平野倅規議長

玉津充君。

8番 玉津充議員

加入しとる、してない。

浜田多実博商工観光課長

しております、はい。

平野倅規議長

玉津充君。

8番 玉津充議員

私の知る範囲ではですね、このふるさと雇用再生特別基金事業のほうが、その生活に直結した人じゃないかというふうに思うわけで、今までの成果を、先ほど町長がおっしゃられた成果、いろんな成果があると。観光まちづくりに貢献しとるとかですね、いろいろ、ゆるきゃらグランプリの話もありました。ホームページの話もありました。その辺から、当町のその若者の雇用の拡大ということを考えてみると、この事業がゼロになるというのは、非常に痛手だと思うんですね。で、今までやっておられる、今、紹介された事業ですね、今後、それらがなくなって、緊急雇用創出事業、これが延長みたいな格好で今、来年度1,347万5,000円の予算が付くと言われましたけど、現在進めておる事業がそれでやっていけるのかどうか。その辺についてお答えください。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

数字的に見ても大変無理な状況でございます。もともとの制度がですね、雇用に対しての対策でございました。そういう中で紀北町といたしましても、それを効果的に使ってですね、今までカバーできなかった部分をカバーしていきたいということで、これだけ申請をさせていただいて、お認めいただきましたが、今、議員おっしゃったように、1,300万円、約になってしまいます。そういうことからするとですね、やっぱり本来これだけの今までの人を雇用できればいいんですが、そういうこともできませんので、事業別にですね、しっかりと検証しまして、その部分をどうやっていくのかということですね、来年度の予算のほうに考えていかなければいけないと思っております。

ただ現時点でですね、どれを残すかということですね、ちょっとお答えするのは難しいかと思っております。

平野倅規議長

玉津充君。

8番 玉津充議員

先日ですね、東紀州観光まちづくり公社の今年度の状況と、来年度どうしようかという会議がありまして、それに出席しました。その時にもですね、この緊急雇用の話が出ておりました。まちづくり公社、ご存じのように当地方の各市町から、2名ずつ職員を出して、予算も出してやっておると思うんですが、その現在のですね、公社の人員がですね、22名。そのうちの7名がですね、緊急雇用に該当するそうです。したがって、来年度のですね、事業がどうなるのかということ、非常に心配しておられました。

まさしく当町においても、そうだろうと思います。特に観光関係においてはですね、彼らの担っておる、観光関係の人員の中でですね、彼らの担っておるウエートというのは、非常に多いだろうと思います。したがって、高速道路開通をですね、2年後に控えておるわけで、これからが一番重要な時期ではないかと。いわゆる観光とか商工施策を打っていく上ですね、と私は思うわけですが、町長、これですね、その辺の仕事の重しづけとか、いろいろ考えられてですね、国とか県の補助がなくっても、町単でですね、そういう雇用の確保とか、交流人口を増やすためのですね、観光だとかですね、まちづくり、その辺の、体験事業も、先ほど前者の議員の時に出ておりました。それらの施策をですね、進めていく重大なこの時期だというふうに思うわけですが、町単の予算を投じてでも、やるつもりはあるのかどうか、お聞きします。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

議員、おっしゃるとおりでですね、観光の部門で他の緊急雇用の方も一緒なんですが、大変頑張っていておられます。特に、きーほくんがいろいろ出ていただいております。ですね、こういうふるさと雇用で雇わさせていただいた方がやっております。したがって、これらがなくなった時にですね、きーほくん自体がどうやって活躍できるのかなという問題もございます。そういう意味で大変重要だとは感じておりますが、今、現時点でですね、どこまで町としてやれるのかということはですね、今後、3月に向けてですね、検討していく課題だと思っております。ご存じのように、緊急雇用とふるさと雇用もですね、賃金っていうんですか、給料そのものも違う部分もございますので、うちが町としてどれだけできるか。何人雇えるかということはですね、今の段階では少しお答えするのは難しいかなと思っております。

平野倅規議長

玉津充君。

8番 玉津充議員

先ほどですね、午前中の一般質問でもいろいろとありました。予算付けの問題もいろいろありました。子育て支援ではですね、町単で1,000万円ほどの予算を付けるというふうにはですね、おっしゃられております。子育ても重要だろうと思いますが、住民アンケートの結果を見てもですね、若者の雇用というのは、町の一番のニーズでありますので、その辺ぜひ考慮していただいて、予算措置を考えていただきたいというふうに思います。

それとですね、1つ事例を紹介したいと思います。町長もですね、交流事業については積極的に顔を出されておまして、トップセールスの形でいろいろやられておるのは、私も存じております。これがですね、先週ですね、12月10日、11日、この日曜日に一泊二日ですね、馬越峠の清掃活動と峠ウォークでですね、さる企業の方が16名みえられました。で、名古屋地区から12名と大阪から4名の方がみえられております。これがですね、昨日、私のところにですね、メールが入ってました。それをですね、ちょっと紹介させていただきます。『先日は週末にもかかわらず私たち法人の清掃活動にご対応いただきありがとうございました。おかげ様で事故もなく予定どおり活動スケジュールを達成することができました。また焼き牡蠣、アオサ汁、焼き魚、ミカン等、地元の新鮮な食材にも堪能することができました。ご紹介いただいた古里の民宿、古里温泉も好評でした。機会があればプライベートで利用させていただきます。また保全活動で一緒できることを、メンバー一同楽しみにしております。』というような、このようなメールです。この事業にもですね、この緊急雇用の方がですね、3名参加をしていました。

今ですね、このような大変いろいろ緊急事業でも、いろんなことがありまして、不特定多数のですね、宣伝等をやっておる分野もあります。例えばFM三重とかですね、アンテナショップだとかいうのは、その不特定多数なことでの紀北町の売り込みだと思えます。しかし、今ですね、特に当町はですね、企業との結びつきがですね、多くなっております。この直接ですね、企業誘致に結びつかなくってでもですね、観光施策として企業との関わりはですね、大変重要だというふうに思います。

今年もですね、東芝、イオン、それからあずさ監査法人等がですね、清掃活動だとか、熊野古道のレジャーに、企業貢献としてですね、参加をしております。またですね、NTT西日本、それから富士交通、これの予定もあったんですが、残念ながら9月の台風でですね、延期になっるとということで、かなりの企業がですね、紀北町との関わりを持って

おります。したがって、これからはですね、この緊急雇用の方法も不特定多数への、そのPRも必要だろうと思いますけど、いわゆる今申し上げましたような企業とのですね、特定多数への、特定多数へですね、重点を移していくべきじゃないかというふうに思うわけですが、そのためのですね、人材活用をぜひ町単独でもですね、行って成果をあげていただきたいと思います。

それについてと、それからもう1つですね、昨年ですね、三菱重工、これが、島勝湾を望む町有林の植樹を行われました。これ町長も参加をしておられました。そしてその後ですね、町としてのその事業のフォロー、つながり、これをですね、どのように進めておられるのか。その2つのことをお答えください。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

特定多数ということですね、企業の方が、私もちょうどビーバーの森のときは、町長になって何日かの内だったと思うんです。それでさせていただいて、それからですね、今、交流空間の皆様とか、いろいろな方のご努力で、町のタッチしないところでもですね、いろんな方、企業の方と結びつきを持ってですね、こちらへ来ていただいて、いろいろなソーシャルレジャーですね、という形でやっていただいております。

そういうことからすると、そこに縁ができたものをですね、途切れることなくつないでいくのが、これ最良の、増やしていく方策だと思っております。ですから、そういった部分はさせていただきたいと思ひますし、近々に来ていただいたところ、向こう3年は訪れたい。また、町とも協定等も結びたいというお話も聞いておりますし、ビーバーの森に至りましてもですね、新人研修を町でやりたいとか、そういう話を、その当時伺っております。ビーバーの森につきましてはですね、担当のほうから少し答えさせていただきます。

平野倅規議長

協農林水産課長。

脇博彦農林水産課長

島勝にある三菱重工、ビーバーの森の件なんですけども、これは年に1回、先ほど町長もおっしゃったように、新人職員研修という形で1泊2日、去年が40名程度、それで今年度におきましては、20名程度の新人研修に参加してもらっております。また、窓口としましては農林水産課の林政係が窓口になりまして、また森林組合おわせさんとも協力して、

参加してお手伝いなどをさせていただいております。以上です。

平野倅規議長

玉津充君。

8番 玉津充議員

今、お伺いしましたところ、このビーバーの森のほうもそういうことで活用して、当地とのですね、結びつきを深めておるということで、それが成果じゃないかと思うんですね。したがって、これからもいろんなところと、そういうところが出てくると思います。で、今はちょうど紀北町ですね、そういうところの芽がですね、芽生えつつあるところじゃないかなと思うわけです。したがって、これらに携わるですね、そういう人材、今は緊急雇用とかふるさと雇用再生事業におんぶしているところが多いんでね、それをなくしてしまうと、そういう活動がですね、芽が途絶えるということが一番心配されることなんで、そのためのですね、人材活用、これはですね、是非、町長に来年度のですね、彼らの期間が終わったあと、どうするのかということ、本当に真剣に考えていただきたいというふうに思います。町長、よろしくお願いします。

じゃ、次の質問に入ります。

次に、国道422号線の延伸への取り組みについて伺います。去る9月の県議会の一般質問で、当町選出の議員が、南北縦貫道といわれる国道422号線について、かつて旧紀伊長島町と、旧宮川村の深い絆で、悲願の道であるが、最近では延伸に向けてのトーンが下がっているとしまして、県の援助を求めておりました。この道路について、旧紀伊長島区の皆さんは、よくご存じなんですけど、海山区の町民の皆さんは知らない人が多いようです。それで、この南北縦貫道とはどのような道なのか。また、町行政としてですね、今後、どのように取り組んでいくのか、次のことをお聞きします。

1つは、南北縦貫道とは、どのような道なのか。

2つ目は、延伸がもたらす当町の予測されるメリットについて。

3つ目は、これまでの経過と今後の取り組みについて、お聞かせください。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

国道422号線延伸への取り組みについて、初めに、南北縦貫道についてでございます。国道422号は、滋賀県大津市を起点に、三重県紀北町紀伊長島を結ぶ延長164kmの路線でござ

ございます。昭和48年に沿線の市町、旧5カ町村で建設促進期成同盟会を設立し、旧青山町から旧紀伊長島町の国道42号に至る延長97kmを、三重南北縦貫道路と位置付け、建設促進のため要望活動を行っております。

市町村合併により道路の優先順位が低下し、建設促進の熱意がダウンしているのではないかとのご批判でございますが、国、県等の関係機関への陳情、要望活動については、例年、行っているところでございます。

次に、延伸がもたらす当町へのメリットについてでございますが、道路整備の促進を図ることにより、三重県中南勢地域の広域的な交流を促進し、産業、経済、文化、観光等の飛躍的な発展が期待できるものと考えております。

次に、今までの経過と今後の取り組みについてでございますが、期成同盟会では、これまで池坂峠、庄司峠の2箇所の通行不能区間の解消、近畿自動車道紀勢線紀伊長島インター線等を優先的に整備されるよう要望活動を行ってまいりました。今後におきましても、期成同盟会の市町と協力いたしまして、三重南北縦貫道路の整備促進に努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

平野倅規議長

玉津充君。

8番 玉津充議員

今、町長からお答え願ったんですが、もう1つわかりにくい点がありますので、再度質問をします。まずですね、この南北縦貫道の当町の本当のねらいは何だったのかですね。そしてメリットの中でいろいろ言われましたが、いわゆる経済的メリットの中でですね、建設にかかる雇用の問題だとかも出てくるだろうと思います。それから防災面ですね、これのメリットは考えられないのかどうか、その2つについてお答えください。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

延伸がもたらすメリットというのは、先ほど言いましたように南勢からですね、直接的な道路ができることによって、こう南北が縦貫されることによって、いろいろな交流もできるのではないかとということでございます。もちろん、工事が行われれば地元ですね、建設業には影響が出ると思っております。

それと、防災につきましては、今ですね、高速道路が延伸してまいっておりますので、主たるものは高速道路の関係等なろうかと思いますが、これくしの葉作戦がですね、縦と横がうまく結び付いて、東日本大震災では機能したということもございますので、いろいろな形での連絡網があれば、防災等にも役立つのではないかと考えております。

平野倅規議長

玉津充君。

8番 玉津充議員

それではですね、これまでの取り組みなんですけど、先ほどですね、旧5カ町村を通過するというようなことなんですけど、この促進同盟というように、そういう会がなかったのかどうか。それから、そういうものがあるのであれば、そのメンバーとかですね、会議をやっておる経過だとか、会費の問題だとか、その辺の具体的なことをお聞かせください。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

会というのはですね、今現在、三重県南北縦貫道路建設促進期成同盟会という名称でございます。それは構成市町は、今はですね、合併しましたので、伊賀市、津市、松阪市、大台町、紀北町で、私が副会長を行っております。会長は大台町長さんです。

それと、要望活動はですね、民主党地域戦略局とかですね、三重県へ要望、中部地方整備局への要望活動を行っております。会費といたしましては、年会費2万円となっております。

平野倅規議長

玉津充君。

8番 玉津充議員

定期的な会合もたれておるんですか。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

総会にはですね、私は出席させていただいておりますが、幹事会というように、実務者が出ておりますので、その辺には担当課長、建設課長より答えさせます。

(「訂正させてください」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

申し訳ございません。議長も出席しております。

平野倅規議長

上村建設課長。

上村康二建設課長

総会につきましては、年1回でございます。

それと、課長で構成しております幹事会というのがございまして、それにつきましては、総会をどのように開催していくかということ、いろいろ検討しております。以上でございます。

平野倅規議長

玉津充君。

8番 玉津充議員

いずれにしてもですね、これ県の、先ほど言いました県議会での答弁等も見てみましてもですね、最優先にやろうかという気は持ってないというふうに見えます。それがあからというような感じになっておるとお思いますんで、やはり当町で、今、言ったようなそのメリットだとか、いろんなことを聞いてみますとですね、やはり道路は多いほうがいい、そして防災上も考えて役に立つ道路でありますので、もう一度ですね、その辺の当町とか大台町、同士の必要性、そういうものを是非訴えていただいでですね、当町も積極的に活動を進めていってもらいたいと思うんですが、町長の決意はいかがでしょうか。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

議員、おっしゃるようになりますね、今後もそういった要望活動等続けていきたいと思いますが、今現時点ではですね、422号ということでインター線も422号でございますので、その辺についてはですね、予算も付けていただいで、高速関係なんですけど、そういうことで今後の事業でも、このあいだ掘削されました和合橋、あれの上の舗装とかですね、現行の422号をいろいろと改修等もやっていただいでおりますので、これはですね、今後も要望していきたいと、そのように思っております。

平野倅規議長

玉津充君。

8 番 玉津充議員

最後にまとめになるんですが、私、前の緊急雇用のお話ですね、これ実は今年の3月議会でも取り上げてですね、質問をしております。これはあと1年で、そういう事業が終わるぞというような警告の意味で言わせていただきました。今回はもう3カ月に迫っております。是非、当町についての経済、そして雇用についても重要な問題だと思いますので、是非、真剣に考えていただきたいなというふうに思います。

それから、国道422号線につきましてはですね、町民の要望もまだ根深いものがあると思いますので、決してですね、諦めることなく、前進をしていただきたいというふうをお願いしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

平野倅規議長

これで、玉津充君の質問は終わりました。

平野倅規議長

ここで、暫時休憩いたします。

2時10分まで、暫時休憩します。

(午後 1時 55分)

平野倅規議長

休憩前に続き、再開いたします。

(午後 2時 10分)

平野倅規議長

次に、5番 瀧本攻君の発言を許可します。

5番 瀧本攻議員

5番 瀧本攻、12月定例会の一般質問をさせていただきます。

事前通告の中で、1、2、3と書いてありますんですけども、2番を先にやらさせていただきます。

損害賠償事件について、前回の質問についても、町長、ホームページで公開していると、説明責任を果たしていると、私もホームページを見ました。しかし、何ら説明されておりません。それで、前訴の産廃訴訟ですね、規制対象事業場認定取消処分事件についてですね、ホームページでは法の土俵に提訴されたのは、平成8年の2月26日、この時点ですね、業者はこの事業を着手することは、私は可能であったというふうに理解しているんですけども、この点についてのご説明をお願いいたします。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

瀧本議員のご質問にお答えをいたします。

町のホームページの裁判状況の公開ですが、裁判内容につきましてですね、詳しくご紹介できていない点は、誠に申し訳ございません。その点につきましてはですね、以前の質問にもお答えさせていただいたんですが、今後もですね、掲載方法については検討してまいりたいと思いますが、今、そういう形でホームページへ掲載はさせていただいております。

判決主旨を踏まえてですね、平成8年2月26日時点で、業者は事業の実施に着手することができたかという問題でございます。これについてお答えをさせていただきます。平成8年2月26日は、町が業者に対して行った規制対象事業場認定処分の取消を求め、業者が津地方裁判所に提訴した日ではありますが、前訴において、町が業者にした規制対象事業場としての認定は取り消されましたが、先に判決主旨で述べさせていただきましたように、町が業者に対し、配慮義務を尽くさずして行った認定処分は違法ということになりましたが、業者が行おうとしていた計画そのものが適法で、実現可能性があったとまでは、裁判所は判示しておりません。

したがって、業者が事業を進めるに、始めるにあたっては、当然、本町の水道水源保護審議会に協議をいただきまして、町のご理解を得る必要があると考えておりますので、

平成8年2月26日時点で、業者の着手が可能であったとは、本町といたしましては認められないところでありますし、現在、本町は故意、又は重大な過失がなかったとして争っており、また、当時業者が計画していた施設につきましては、裁判所に提出されている書面から当方が判断すると、不備、矛盾が多数存在することから、実現可能性はない等と主張して、裁判で争っておりますので、現時点でお答えするのは難しい部分がございます。ご理解ください。

平野倅規議長

瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

情報公開の点ですね、ホームページを、またそういうふうですね、もっと真剣にやってもらわなあかん。これでは町民にわからない。私もわからん。それで、今、おっしゃったようにですね、裁判って、これ終わっておるわけですね、このものが。私の聞いているのは、業者が実施できるんじゃないんですかと、ずっと調べました私も、審査会の点も。それが答申したわけでしょう、町長に。できたか、できなかったか。できなかったら何でできなかったかということをお答えいただきたいと思います。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

できる、できないはですね、向こうの業者のほうのことでございますので、私どもといたしましては、そういうふうに主張しているところでございますので、業者がですね、どこまでやる気があったのかどうかということも、相手業者のことでございますので、この程度しかお答えできないということでございます。

5番 瀧本攻議員

答えになってない。できるの、できない、ファジーな答えでは困るよ。

尾上壽一町長

私が出せるもんじゃないです。

平野倅規議長

瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

じゃこの時点で、業者が実施したらできったということですか。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

いえ、それはですね、先ほど申し上げましたように、町としては水道水源保護審議会ですね、また諮っていたかなければいけないですし、そういうことで考えております。

平野倅規議長

瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

水道水源審議会をね、重きに置いてですよ、私もメンバー見させてもいました。これはいわゆる廃掃法の問題でしょう。廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条1項、これちょっと朗読してもらえますか。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

あのですね、議員、先ほども申し上げましたが、いろいろな法律のものをですね、お持ちでしたら、もうそちらで読んで、これこれこうでこう書いてあるが、これについてどう思うかというような質問の仕方をしていただきたいと思います。

平野倅規議長

瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

私、これ説明したらですね、町民の方がわからんでしょう。あなたがこの法律を説明する義務ありますよ。ホームページに載せるにあたって。何をおっしゃっておるんですか、あんた。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

入江康仁議員。

6番 入江康仁議員

今ですね、瀧本議員の一般質問の事案でございますがね、それで質問の仕方を町長が逆にですよ、議員に対して、一般質問やる議員に対して、逆質問で質問をこうこうこういうふうにやってくださいというのは、これは許される発言じゃないと思いますけど、そこは

どうですか、議長、そこだけは町長にちょっと注意をしていただきたいと思います。

平野倅規議長

いや、この議会としてはね、反問権はまだ認めてません。

その点は、町長もちょっと考えて答弁をお願いしたいと思います。

町長。

尾上壽一町長

いや、反問ではございませんので、お願いでございました。

平野倅規議長

瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

今の町長の答弁でね、これ答弁になってないです、正直言ってね。これはこれでいいですわ。要するに、できたかどうかわからなんだと、それを決めるのは審査会であったと、審議会ね。審議会の方も私見ましたわ。時間がないので。

それで平成20年1月17日、憲法17条の国及び公共団体の賠償責任として、業者に訴えられました。この賠償責任のいわゆる法律ですね、法律ぐらい読めると思うんです。それ読んでいただいて、現在、訴えていられる額はいくらなのか、裁判費用は今、いくらかかっておるのか、それをお答えいただきたいと思います。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

国家賠償法のところと、訴えられている額の総額だったですか、裁判だったですか、どちらだったですか、質問のほうでございます。両方とも。はい。

国家賠償法の第1条でございます。国又は公共団体の公権力の行使にあたる公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体がこれを賠償する責に任ずるということでございます。ちょっとお待ちください。

すみません。業者の請求額と本件裁判に要した町側の費用でございます。まずですね、業者は平成20年1月17日に訴状提出しました。そのときに業者が主張された損害額につきましては、平成7年度から平成18年度の12年間分の各事業ごとに得られたはずの利益、計160億521万3,222円と、各事業年度の利益につき、当該事業年度の次期事業年度を始期と

した遅延損害金でありました。

しかし、その後、業者は弁論分離の上申書を津地裁に提出いたしまして、平成8年度分の損害額からとする12億8,570万7,495円について、これまでの約160億円の損害賠償請求から分離して裁判を進めましたが、平成21年6月24日に、業者は平成8年度分を除く平成7年度分の損害賠償額及び平成9年度分から平成18年度分の損額額に関する訴えの取下書を、津地裁に提出いたしました。

しかし、三度、業者は平成22年6月3日付けで訴え変更申立書を提出しまして、平成8年度分の損害賠償金に、平成7年度分及び平成9年度分から平成21年度分の損害賠償金と弁護士費用等を追加した損害賠償金として、207億5,112万1,300円の内金、60億円及び遅延損害金の支払いを求めることに変更をいたしております。

次に、本件訴訟に要した町側の費用であります。平成20年度で233万4,041円、平成21年度で304万5,164円、平成22年度で136万3,908円になりました。以上です。

平野倅規議長

今の合計、町長言ってください。

尾上壽一町長

前訴からですか。ちょっと待ってください。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

前訴が5,235万5,193円、今回が19年から22年まで1,224万7,143円、合計ですすね6,460万2,336円です。これが22年度までです。

平野倅規議長

瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

20年のですね、1月17日に160億円訴えられたわけですね。その訴訟物の価格と書いてあるんですね。訴訟物ってどういうことですか。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

訴訟物の価格、これも法律的な用語なのか、訴状の中へこういうことが書かれていると

思います。それしか私わかりません。申し訳ないです。

平野倅規議長

瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

これはリーダーとしてね、緊張感なさ過ぎる。この大きな問題で訴訟物の価格って、副町長も知らないの、これ。知らなんだら大変ですよ、こんなこと。

平野倅規議長

山岡副町長。

山岡哲也副町長

私も専門的に記憶、私の持っている認識としましては、結局、この裁判に訴える、訴えた額ということで、実際にですね、損害がどったけあったとかそういうことではなくて、訴訟上にですね、対象とする額ということが訴訟物にあたるというような認識でございまして、専門的に正確に答えられてないかわかりませんが、そういった認識です。

平野倅規議長

瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

それはいいですわ。よく弁護士と相談したらわかることやで。

それと、その訴訟費用もですね、報酬費、旅費、需用費、役務費、委託費、これ分かれてますね。これ具体的にザッと述べていただけないでしょうか。23年度まで、約トータルで、23年度まだ決算してないんで、トータルで6,980万円ぐらいの、いわゆる訴訟費用あるわけですね。その中に弁護士費用だとか、今言った、これの簡単でいいですから、そのいわゆる内訳をご答弁いただきたいと思います。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

前訴の詳しいのは持ってありませんので、今、20年度からのですね、こういったものにかかったかという資料がございまして、そちらのほう、担当のほうから説明させていただきます。

平野倅規議長

橋倉水道課副参事。

橋倉一樹水道課副参事

すみません。ただいまの質問でございますが、私も資料としましては、20年と21年、22年度しか、ちょっと手持ちにありませんので、20年の分を先に説明させていただきます。

報償費につきましては、5つの事務所に対する報償費でございます。20年度につきましては楠井法律事務所につきましては、打ち合わせ4回ということしております。金額のほうの詳細も必要でしょうか。項目明細。

すみません。報償費につきましては、5つの事務所に対する打ち合わせの、また口頭弁論出席の経費でございます。それが101万8,500円ということです。旅費につきましては、職員分と、あとは弁護士分の旅費でございます。それと需要費につきましては、ガソリン代でございます。それと役務費につきましては、弁護士の中間手数料としまして、事務所にお支払いをしております。それと使用料及び賃借料につきましては、打ち合わせ等につきましてはの会議室の使用料、また、その駐車場、レンタカーの賃借料とか合わせた分でございます。20年度が以上です。

あと21年度とかも必要。

平野倅規議長

瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

よくわかりました。いわゆる報償費というのは弁護士に支払われるという、旅費は弁護士の分も入って役場の職員の方も入ってみると、だから役場のいわゆる人件費がこれ入っていないわけですね。それ入れたら、おそらく6,000、7,000万円弱です。6,980万円ね、おそらく1億円以上のいわゆる人件費が要っておるということが確認できました。

それで、今現在ですね、207億5,112万1,300円の訴えのうち、60億円を訴えられておるわけですね。そういうふうに理解してよろしいですか。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

60億及び遅延損害金ということでございます。

平野倅規議長

瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

当初160億円のときに、2,202万円要るから、印紙税が。業者はそれを40何億円にして、60億円にしたと、だから今1,202万円の印紙を貼っておるということですね。だから、印紙のこともわかってみえると思う。

まあ大変な問題でございます。どういうふうになるかは、これは裁判官の判決次第で、それを待つしか方法はないと思います。けども、この重大な問題をですね、もうちょっとホームページに至っても、そのスキル持ってない人もおる。町民の方に知らしめたってほしい。長島の方は私わかっておると思うんですよ。もうここであった原子力の問題だとか、土採りの問題のときにね、ガタガタになったような状態が長島で起こっておったわけですから、だから町長はですね、住民の目線と言いながら、何も住民の目線のような情報公開してないじゃないですか。もうちょっとですね、その辺のところはですね、町民はね、160億円バツと聞いただけでですね、びっくり仰天してですね、何やとこうなっておるわけですよ。

だから、160億円は一人歩きしておる。今度はこれ207億円や。のうちの60億円訴えられておるわけや、そうでしょう。だからもうちょっとですね、わかるような、高校生でもわかるような、いわゆる、ことをしていただかないと困りますよ。その点でどうですか。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

今、議員おっしゃったようにですね、至らないところはございますので、そういうところも十分研究しましてですね、知らせられるところは知らしていきたいと思っております。それがどういう媒体になるか、また今後、考えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

平野倅規議長

瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

もう1点だけ、前訴で最高裁の差戻しで敗訴しましたね。これ非常に難しい。朗読していただいて、かい摘んで、これはどういうことを意味しておるかということを述べていただきたいと思います。

尾上壽一町長

ちょっと議長お待ちください。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

平成18年2月24日の名古屋高等裁判所における差戻し審におきまして、被控訴人が平成7年5月31日付け、規制対象事業場認定通知書によって、控訴人、業者に対してした控訴人、業者の産業廃棄物中間処理施設に対して、規制対象事業場認定処分を取り消す、訴訟の費用は被控訴人の負担とするという、判決をいただきました。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

申し訳ございませんね。町は業者側に起因する事情で、適切な指導が困難であるとは言っても、これが著しく困難であったとまでは認めるに至らないから、業者において枯渇の恐れが問題とされると理解できるような協議や指導すべき義務を免れることはできず、これをしたと認められない以上、配慮義務に違反して本件処分を行ったというべきであるという、内容だと理解しております。

5番 瀧本攻議員

それをかいつまんで、どういうふうに町長は理解しておるか言ってください。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

今言いましたようにですね、いろいろ配慮義務が足らなかったのも、本件処分を取り消すということもございます。

平野倅規議長

瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

ということは、水道水源保護条例ができ、それから審査会ができて、それを規制事業者にしたということが、間違いであったということを経最高裁なり、高裁がこういうふうにして、町に対して判決をしてきたということで、理解してよろしいですか。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

いえ、間違いであったということではなくですね、配慮義務を尽くしたか否かを論点、争点としてですね、配慮義務を尽くしていなかったのではないかということでございます。

平野倅規議長

瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

それじゃなかったらね、国賠法で訴えられるわけないでしょう。国賠法で訴えたらですね、これは地裁で不受理になりますよ。これは違法しておったから、国賠法で訴えてきたわけでしょう。これはリンクしていなかったらですね、地裁で不受理になりますよ。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

町側といたしましてはですね、国家賠償法の、町が規制対象事業場と認定した行政処分
の取消が即、国家賠償法上の違法に結び付くわけではないということで、今、裁判のほう
で争わさせていただいております。

平野倅規議長

瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

ちょっとこのものに対してね、私も3日ほど調査しましたが、こういうことは、お
そらく執行部の中の重大な問題や。ある程度、頭の中に入れておらなあかん。一応、損害
賠償については、その辺で情報公開のほうをしていただくということで、していただき
たい。

それでは、2項目目の、いわゆる財政出動ですね。財政改革について。

景気が非常に悪くなって、地元経済は閉塞感で働く場所もない。前が見えない。明日の
希望もない。来年度はもっと悪くなっている人がほとんどである。そこで財政出動して
ですね、地場の産業への景気対策をすべきだと、僕はほしいと書いてあるけども、ほしい
は、これ困るんで、景気対策をすべきであると思うんですが、どうですか。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

議員、おっしゃるようになりますね、大変、先行きが見えないような状況になっております。それと地方においてはですね、特に先ほどから何遍もお話に出ているように、少子高齢化ということもございます。そういった意味からですね、景気対策ということで頑張ってはまいりたいと思いますが、自分とこの財政等、町の規模ですね、そういったものも十分踏まえたうえで、必要なものから優先順位をつけて事業化をしていきたいと、そのように思います。

平野倅規議長

瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

それでは、当町の基幹産業についての質問をさせていただきます。

まず、建設業ですね。主にインフラの整備、防災対策、また新たな提案型の事業、また入札制度のあり型も考える必要がある。9月の定例会で22年度の13カ月補正で、18億7,000万円投資された。この内訳をちょっと説明いただきたいと思います。

それと雇用対策はですね、町長にも渡しましたけども、先ほど玉津議員が質問しておったけども8,800万円ぐらい、自民党政権のときに2008年から2009年にかけて、3兆円というお金がですね、都道府県に配られておるわけですよ。それが45%しか利用されていない。そして11月の時点の朝日新聞の調査によると、2兆145億円が余っていると、会計検査院がそれを戻せと言っておる。これは副町長の仕事だと思うよ。県にあるはず。8,800何十万円ですね、何10億円の金があったわけですから。それを先ほど1,300何十万円て、この2点について、お答えいただきたいと思います。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

18億7,000万円の事業の内訳につきましては、財政課長より答弁いたさせます。

平野倅規議長

堀財政課長。

堀秀俊財政課長

お答えいたします。瀧本議員、9月議会で18億7,000万円の投資的な経費の予算を繰越の予算と合わせて13カ月予算という中で、18億7,000万円という、町長がお答えさせてもらったことについてのご質問だと思います。お手元にですね、平成23年度投資的経費一覧

表、12月補正後とした、この資料がございますが、投資的経費と申しますのは、資産形成を伴う事業についての集計したものでございまして、各どういった事業で、それを組んでいるかというのを、ここに示しております。

で、一番最後のページを見ていただきたいんですが、合計のところへ入っておりますが、この9月補正というところを見ていただきたいんですが、普通建設、その一番下のところでございます。9月補正のところを下っていただきまして、このところへですね、計の18億7,128万2,000円ということが、金額がございます。それでこの中にですね、一番左側の平成22年度普通建設事業きめ細となっておりますが、ここの繰越事業が1億6,198万5,000円ございまして、これとですね、現年分と足してきた金額、現年といいますのは、23年度の現年予算のところ、当初では16億2,808万4,000円、それから6月補正が2,037万円、9月補正で6,084万3,000円、これらを足してきたものをですね、それからこの繰り越してきた、きめ細の1億6,198万5,000円を足し込んだものが、ちょっとわかりにくいかと思いますが、下へおりていただいて、累計のところ、18億7,128万2,000円になるということで、約18億7,000万円というふうに表現をさせていただきました。

で、補助、単独、県営とかというのは、その事業のですね、投資的事業の経費の区分で内訳ということで、あげさせていただいております。以上であります。

平野倅規議長

山岡副町長。

山岡哲也副町長

瀧本議員にですね、以前、朝日新聞の会計検査院の記事をいただきまして、その後、自分なりにわかる範囲内でちょっと調べさせてもらいました。なかなか県の情報等ですね、詳細なことがわからない部分もあるんですが、その点をご容赦願います。

まず、基本的な枠組みとしましては、国の経済対策が、おおむね平成21年から23年の3年間ですね。3年間で都道府県に使ってくださいと。使い方としては都道府県で使う部分もあるし、市町村に交付して使うものもあるんですけども、いずれにしても、それ3年間で基本的に使ってくださいよというのが、大半でございます。一部24年度までとか、25年度までのものもあるんですけども、大半が23年度までで、その1つが玉津議員のご質問にあった緊急雇用とか、ふるさと雇用も実は今年度で終わりというふうな予定やったのが、緊急雇用だけは来年度まで延びたということで、多くの基金が23年度までとなっております。

ということは、先ほど議員言われましたように、国費の3兆4,412億円と新聞に載っているんですけども、これが3年間で使われるということで、単純に言うと1年間で1兆1,000億円ちょっとですか、ぐらいになろうかと思います。で、ここで新聞に載ってありましたのは、09年度ですので、20年度、21年度ですね、2年間で使った分でございますので、10年度の末までということですので、22年ですね。21年度と22年度の2年間で使った分が、41.4%しかないということでございますので、普通の3等分でいったらですね、66%とか、ぐらい本来使ってしかるべきところが、41%しか使われてないということで、その差の20%あたりは問題じゃないかというのが、会計検査院のご指摘で、その点はごもっともであると思っております。

で、一方で、この会計検査院のほうの書類を調べてみますと、ここで問題になっているのはもう1つありまして、国のほうがですね、自治体の県、都道府県の側がどれだけ基金を使う予定があるというのをですね、十分調査しないで、一方的に金額を配分したという分がございます。その照査にですね、例えば、町でも使わせてもらっております地域活性化の生活対策臨時交付金とか、生活対策公共投資臨時交付金という、いわゆるハード事業にね、使えるやつについては、もう三重県も全部交付金ですけども使っておりますし、緊急雇用とか、ふるさと雇用についても、もうほとんど去年のデータを見ますと使っております。

ところが一部ですね、この新聞に載ってありましたのと全くほとんど同じなんですけども、医療施設の耐震化の基金とか、高校生就学支援基金ですか、これなんかは結局、都道府県がすでに奨学金制度があったりとかですね、日本育英会でしたか、ああいうところで奨学金制度があるのに、また上乘せして、国のほうで基金を積んで奨学金制度をつくってはどうかというお話でしたので、やはり都道府県では使いにくいということがあって、このような新聞記事に書いてあったような点が問題になっているのかと思います。

それで、瀧本議員、副町長の責任やということなんですけども、緊急雇用とかですね、先ほど言いました公共投資の活性化交付金とかいうのは、町でも十分使うだけのニーズもありますし、当然、必要な額を町としてもこれまで申請してきたということでございますので、今、まだ、私、詳細把握してないんですが、おそらく県のほうでもですね、なかなか県でも使いにくい、市町村にどれだけ働きかけても使いにくいというものについては、まだですね、この新聞に載っているように30%とか、40%とかというふうに残額が生じているものと思われま。

そういったことですね、町とか県というのは、自分とこにとって必要なものでしたら、当然、交付金とか基金で積極的に活用しようとするんですけども、今回のこの新聞記事についてはですね、国のほうが若干こう一方的に配分してですね、基金を造成させたという部分があって、このようになったのではないかと考えております。今後とも、いずれにしましても、国や県の財源を有効活用して、町のために活用できるよう精いっぱい頑張っていきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

平野倅規議長

瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

これはね、平成、西暦でいうと2010年度末のデータなんですね、朝日新聞。だから11年度今期ですね、それで40何パーセント、会計検査院が引き上げるべきと、三重県にいくら残っておるんです、これ。調べられました。

平野倅規議長

山岡副町長。

山岡哲也副町長

私の、県でまとめて公表しているものがありまして、それではですね、23年度の10月補正後、現在高見込みとなっておりますのが、99億円になっております。で、この中の主なものが、先ほど言いました地域医療再生臨時特例交付金が29億円とか、あと医療施設の耐震化特例交付金11億円、ただ、この2つは、実は25年度まで使える。さっきもちょっと言いましたけど、やつですので、それらについてはあと、結局、今年度の分を除いても2年間ある部分でございます。残りの部分はそれぞれ4億円とか、1億円とか、それぞれの、これは公表されている資料ですので、また、瀧本議員にお渡しできるものでございます。で、10月末補正現在ということでございます。

平野倅規議長

瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

99億円しか、県にこの基金がないということです。また、その資料をいただいて、またチェックをせんと、これね、統計のミスというのがあるんですね。明治維新のときに、ときのイギリスの名前忘れたけど、総理がですね、本当の嘘、嘘の嘘、統計の嘘、その方はスエズ運河と地中海の島とインド洋を、自分の配下に治めた人ですわ。だから統計はです

ね、やっぱり統計の嘘というのがあるでね。それがきちっとしたいいただきたい。

それで財政課長、これね、18億7,000万円のね、これ施行されているものと施行されていない分があるとおっしゃって、地元でどれだけがということの、その辺のちょっとご説明をお願いいたします。

平野倅規議長

堀財政課長。

堀秀俊財政課長

この投資的な予算の執行状況としましてですね、まだ年度途中ですので、大きくは工事関係が主を占めるわけなんですけど、今の契約のやっている契約率としましては、74%ぐらいに達しております。ただ、紀北中学校の建設とかという大きい、金額の大きいものが、この中に入っております。金額的には70%ぐらいなんですけど、入札でいきますと大体5、6割程度、この12月にも入札20本程度出す予定でありますんで、またそういったものも残っております。

それと、議員言われる町内の業者と町外の業者という部分なんですけど、きちんと出しておりませんで、基本的に工事関係におきましてはですね、紀北中なんかはJVということで、大手業者も入った部分もございましたが、ほかの工事につきましては、基本的には町内業者にすべて出しております。出しておりますといえますか、執行しておりますし、これからのものもいく予定であります。ただ、あれですね、委託関係といえますか、工事関係の中の測量調査委託とか、そういったもの、町内に業者が、登録業者がない場合につきましては、それにつきましては町外の指名競争入札で行っているということがございます。

現在、執行した中にはですね、それが2件ございます。建築のほうの設計委託のほうにつきましては、現在、2件出しておりますが、それは町内の業者さんでございます。ちょっと答えにならないかわかりませんが、一応、基本的にはそういうことでございます。以上であります。

平野倅規議長

瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

18億7,000万円とおっしゃったんですけども、これ言うたら、町長の住民の目線のオリジナルのものはない、何にも。6億円何千万円は学校、2億円が結局その海岸保全整備、

これが奥山町長の時代からきて、ようやく認められた。トータルで15億円やけども、自主財源が6.1%で済むというようなことで、前回もありました。

これでですね、町内の建設業者が活性しますか。それで何で財政出動しないんですか。財政出動、僕が言うておるのはね、これいただきました。総務財政委員会で、平成17年度にですね、特定財源は別として、10億5,800万円しかなかった、10億5,800万円しかなかったんですよ。それが何と、この23年度末で予想される基金の残高はね、44億5,900万円、34億円も増えておるわけですよ。ということは、財政活動してないということです、これは。財政ってどういうことですか。まず、その財政の理念をお聞きしたい。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

もう正確にですね、財政とは何かということはあれですけども、町を経営していくうえでですね、そういった全体的なバランスの中の考え方で、その財源をどうやって使っていくか、そういう考え方だと思うんですが。

平野倅規議長

瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

6割方合うておるわね、考え方は。だから財政出動してですね、財政改革やって、公共事業増やす。これが財政なんですよ。貯め込んでばかりでは、この町は、先ほど前者議員にもあったように、仕事の間がない、働く場所がないんや。働く場所、今つくらなあかん。そういうことを何も考えてない。

それじゃもう振って言いますよ。金融再生法というのはご存じですか。与信枠というのは。それぐらいのことはやっぱり知ってもらわんと困るね。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

これもですね、あまり適切ではないかと思いますが、その言うたら信用ですよ。例えば、私個人にどれだけ貸せるかとか、そういう枠内の、その会社とか個人の信用度だと思うんですが、違いますか。

平野倅規議長

瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

まさしくそのとおりですわ。それがですね、その人のその企業、個人もあるね。それがデフレ状態になっておる。銀行が担保になってお金貸しておる。1から5まで裁定して、真ん中の3のそのやつは貸さんへんのや、これ。この3から4の人を救わなあかんの、これ。これは行政の仕事ですよ。1やとか2のですね、健康体の人は勝負に行かへん。だから与信枠というのはそういうことなんですよ。

1億円の、いわゆるその財産価値があったのがですね、今だったら5,000万円に減っていったおる。4,000万円に減っていったおる。その辺のところきちっと考えてもらわんと。それから1998年にできた金融再生法等によってですね、もうお金が結局回らんようになってきておるわけです。毛細血管まで。そのために僕は公共事業と、その提案方の事業をせえと言っておるんさ、私。林業も水産も一緒ですよ。だから今、こっちのほうへ移っていくけどさ、要するに、そのことについてもですね、入札のあり方についても、やっぱり考えていただく必要がある。随契でやっておるとこある。RDFで随契でやっておるとこある。物件費で随契でやっておるとこある。それで非常に、その入札率が非常に低い。もともとの設計単価が低い、もうこれ一番労働者を雇える建設業者がですね、ヒィヒィ言っておるわけです。

町長と、副町長、その辺のそこ、お金があるんだから、30億円しか借金ない、実質は。45億円も貯め込んでおるんだから、それで1億か2億円出せば10億円の仕事できるんですよ。その10億円をですね、極端に言うたらですね、7割か8割を15年で済ませばいいんですよ。それをやらなんだらですね、町が引っ張らなんだら、この町はいかんですよ。もう民間は引っ張るだけの力ない。どうですか、その点。入札の点も含めて。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

おっしゃることはよくわかります。公共事業がですね、今の雇用を支えているということもよくわかります。その中で我々といたしましては、町といたしましてはですね、その事業に優先順位をつけてですね、やっております。そういう中で、大きなものもあるし、やっぱりこう投資的にできるものもやっていきたいとは思いますが、この44億円もですね、従前から言っております、その環境関係がですね、これから3つが目白押しでございます。

そういった意味でも、その基金というものもやっぱり持っていないと、そういう事業にも取り組んでいきにくいという部分もございます。

そういう意味で、仕事の建設業界のですね、仕事の重要さ、公共事業の重要さもわかっておりますが、私としては、やっぱり事業の優先順位をつけたうえで、どの事業からやっていくか、それは瀧本議員では不服かも知れませんが、そういった部分、自分の思いも入れながら、それから大きな事業も相賀小学校やですね、そういった紀北中学校、本庁舎の移転、そのあともまだ続いてまいります。そういったことにも配慮しながらですね、できる限り入札については地元が入れるように配慮しております。それと議会のほうからですね、入札制度の見直しをいただきまして、議会のほうと建設業界ともいろいろお話させていただきまして、改善をさせていただいたところでございます。

平野倅規議長

瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

今の町長のおっしゃられたのはね、必要に学校、庁舎移転、これどうなるかわからん。これは当たり前のことやないか。新しい事業を生み出してくださいと言っているんや。だから、あがってきたものを、こちらで手当して、先ほどの環境の問題で3つあるもので、金を用意しておかなあかんと、これどういうことですか。環境の問題が出てくるんで、おっしゃったでしょう、先ほど。金を貯めておかなあかんと、用意しておかなあかんと、どういうことですか、それ。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

貯めておかなあかんという意味で言ったわけではないんです。そういった大きな事業がですね、最終処分場、それからし尿、それからRDFが32年でもう終わりになりますんで、そういった環境の3つの基本的な部分が、今後10年においてですね、更新の時期がやってまいります。そういったものも視野に入れて、10年のスパンでいって、これから合併後ですね、徐々に今までいただいて、2町分の交付税をいただいていたのも低くなってまいります。そういうことも踏まえたうえで、いろいろと事業の取捨選択をしなければいけない。

それとですね、やはり旧海山町、旧長島町ができて56、7年になっております。そういったことから、施設の老朽化もあります。これは当たり前のことかも知れませんが、橋

りょうの問題とかですね、明らかに古くなって、更新していかなければいけない部分もございますので、そういったものは瀧本議員からおっしゃれば、そんなもんじゃない、もっと新しいものだとおっしゃるかもわかりませんが、そういったものもですね、やっていかなければいけない。そしてそういったことをやるのが、公共事業のですね、確保ということもつながるとは思っております。明らかに、おっしゃる意味はよくわかりますので、いろいろ議員等からもですね、いろいろとお知恵をお借りいたしまして、できることはやってきたいと、そのように思います。

平野倅規議長

瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

町長と私の考え、ピントずれておるね。25年でね、おそらくこのRDFの海山町のやつは償還終わると思う。それとし尿の問題だとか、そんなこと言っておる暇がないんですよ。来年、再来年、来年どうなるか、そここのところにお金を使ったってくださいというんですよ。お金は回りゃですね、景気がよくなりますよ、町の中は。そのために用意しておくって、そのときはそのときで考えたらいいじゃないですか。そんなゆとりのあるもんじゃないですよ。役場はゆとりあるかわからん。だけど企業、個人、自営者はゆとりないですよ。喫緊の課題ですよ。その辺のことをわかってみえないように思うんですけど、どうですか。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

私としては、十分わかっているつもりでございます。そして目的基金もございますので、そういった意味からですね、いろいろと目的基金もあって、例えば、地域振興基金なんかによりますと、いただいてから10年は使えないというような状況でございますし、そういったこの中で、それは6億円ぐらい、6、7億円ぐらい占めるんですが、そういったものもございます。決してですね、事業をやらないということではございません。そういった中で、私の考え方と合わせながらやっていきたいということで、財政出動だけの考え方じゃなしに、町がこれからどういうことをやっていくかという中で、その公共事業とか、そういったものに使う部分が、必要性があればどんどん使っていきたいということでございますし、いろいろな事業もですね、先ほど申し上げましたような相賀小学校や、紀北中学校、庁舎の問題、5億、10億円かかるような問題でございます。これもやっていかなければ

ば問題ではありますが、そういうことをやっぱり積み重ねながら、やっていかなければいけないので、こう今、今日、明日、それは確かにえらいのはよくわかっておりますが、ただそれを、今の段階で財政出動、雇用だったら緊急雇用ですね、雇用ばかりではなし、全体的な町のその町政運営、そういう経営ですね、そういうものも踏まえながら、どういう事業をやっていくかということ、私としてはしていきたいということでございますので、ご理解を願いたいと思います。

平野倅規議長

瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

理解せえと言っても、それは理解できないですな。先ほどきめ細かなで1,300何十万円、玉津議員の、雇っておる。あれ要するに労災から雇用保険から、社保から年金から入っておる。1人当たりの可処分所得いくらあります、月に。答弁願います。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

商工観光課長から答弁させます。

平野倅規議長

濱田商工観光課長。

濱田多実博商工観光課長

一般的にですね、社会保険料等、それから税金等はですね、給料から引かれるということで、15%程度がですね、税金も含めて引かれているように聞いております。可処分所得としましてはですね、例えば、ふるさと雇用で雇わさせていただいておるインストラクター等につきましては、年収300万円でございますので、そこから15%程度が、いわゆる天引きされる部分でございますので、200数十万円が可処分所得というふうに考えております。以上でございます。

平野倅規議長

瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

15%、300万円はどう見ておるか知らんけどさ、町の負担もあるでしょう。町の負担も15%あるわけです。それも300万円の中に入っておるの。入ってなかったら30%引かれる

んや。町の負担入っておるの、入ってないの。社会保険と厚生年金、19. いくつや。厚生年金9. いくつや。もうほとんど30%や。労災と失業保険と違うよ。

平野倅規議長

濱田商工観光課長。

濱田多実博商工観光課長

300万円の中にはですね、個人の負担だけであって、町の負担は入ってません。だから、いわゆる給料として支払う部分としては 300万円ということでございます。

平野倅規議長

瀧本攻君。

5 番 瀧本攻議員

雇用創出にならんわね。250万円ぐらいしか、30万円やね、年間250万円ぐらいしか可処分所得がないわけや。当然、来年度は税制変わるからあれですけども、税金はかからないと思うけども、これ住民税かかってくるよ。そんなことで月20万円しかないんやで、生活できるわけないやないかな。こんな、ちまちましたことしておるからね、この町がですね、非常に活気づいてない。希望の持てないまちづくりなんですよ。希望の持てるまちづくりをしてもらわな困る。今の役場の職員の人はその倍もらっておるでしょう。違うの。それが住民の目線じゃないの。いや首傾げて、その辺は、あと何分ありますか、8分もあるんか。

それじゃ林業についてもですね、いわゆる答弁されておりますけども、林業関係についても、まあこれだってですね、林道整備のことしかやってないじゃないですか。それから水産についてもですね、いわゆる藻場、これ海中林ですね。築磯、魚礁ですね。放流、こんなことで、林業と漁業が活性しますか。もっと違うアイデアないんですか、これ。どうですか。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

いろいろですね、林業もそればかりではなしに、いろいろとやらさせていただいておりますし、漁業もですね、どうすればいいのかと、させていただいております。ただですね、前者にも答えさせていただきましたが、国際的な流通や全国の流通の問題等もございまして、林業にしても水産業にしても、大変厳しい状態が続いているのは認識はしております

が、これをですね、今、こつこつやることもですね、1つの施策のうちではないかと思っております。

平野倅規議長

瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

こつこつやる状態やないですよ。もう林業なんか、本当にもう死んでいくと言っておるよ。それで副町長は、この前のときに東京へ行って、どこそこ契約結んだりしたけども、あれもパフォーマンスだけで、何にもなってないんでしょう。あれどなんですか。

平野倅規議長

山岡副町長。

山岡哲也副町長

議員言われた件は、今年の7月にですね、東京都の港区とみなとモデル二酸化炭素固定認証制度というもので、港区と協定を締結しまして、紀北町産材の供給体制を整えて、現在、町内外の14の業者が、この制度で登録しております。で、10月にはですね、港区の中です、建築施工業者に町産材をPRできる機会というのを設けさせていただきました。これを機に、紀北町もですね、港区内の公共施設や民間建設物、5,000㎡以上については、木材を使用すべしというような、港区の取り決めがございますので、できる限り活用してもらえよう取り組んでいきたいというふうに思っております。

あとは、11月に新聞にも載っておりましたが、この協定木材でですね、子ども用の玩具をつくって、町内の木材業者がコマをつくってございましてですね、そのパッケージには紀北というような名前も入れ込んでございます。確かに、まだ流通面では小さな部分でございしますが、この制度に参加してですね、一步踏み出したのかなと。こういった成果があと続くようにですね、町としても頑張っていきたいなと思っております。以上です。

平野倅規議長

瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

私ね、その港区と単独で、結んだんかなと思った。14の地域でしょう。14の自治体でしょう。業者か知りませんが、そこで競争があるわね。クオリティの問題と価格の問題でね、そうなると大変ですわな。それは今、積み木みたいなことを言ったけども、あんなものは下手なことで、あんなもんで産業活性するわけない。あんなもの昔からあるんやで、

はっきり言わせてもらおうわ。だから、林業についてそこまでおっしゃるんだったら、その点についてでも、林業にその辺の予算を付けたってほしいと思うよ。

それと、水産業についてね、12月の1日でしたかな、朝日新聞社がですね、東北の震災にかかわってですね、ニッポンの前へ委員会というのを立ち上げたわけですね。結局、6次産業化と言われたわけですね。それでこれを、ここに私切り抜いたやつを持っていますけども、政府に答申していくと、私は6次産業では駄目やと、7次産業やなけりゃあかん。1足す、2足す、3は、6。1掛ける、2掛ける、3が6、こんな上手いこといかへん。だから、6次産業化をどういうふうにしていくのか、町長はあれは、副町長は6月ごろから、ご答弁されておんたと思うんさ。やっぱりもうちょっとですね、執行部に情熱が感じられん。町を良くしようという。やらんならんものはやらんならん。学校を建てたりね。庁舎移転どうなるかわからんよ。庁舎移転もせんならん。必要なもんせんならんよ。

だけど、民活が今ないんですよ。民活がなかったら行政が引っ張らなあかん。あのトヨタですらですね、自動車税を負けてくれ。取得税を負けてくれ。重量税負けてくれと言いついておるわけでしょう。政府はそれを補助しようとしておるわけでしょう。町はその辺のですね、今までここまで、当町が発展してきた林業、水産、土木をですね、もう疲弊しておるわけですよ。それ認めておるわけでしょう。それを活性する考え方を持っていただきたい。そのために財政出動してくれと、僕は言うておるんです。町長は財政出動は、もういわゆる上から来たものだけやると、オリジナルなものは全然ない。その辺どうですか。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

上から来たものをやるとおっしゃいましたが、議員も先ほどから何度かおっしゃっているように、補助金も使ってですね、1億円のが3億円、4億円のものにするのも1つのこれ、行政手法ではないかと思っております。

それと財政出動、財政出動と言いますが、大変ね、財政力の強いところならよろしいんですが、うちは財政力指数が0.3でございます、約。そういった中でですね、交付税にこう、おんぶに抱っこしているような状況の中で、一体どこまでできるのかという問題もございまして。いろいろな意味で、議員のおっしゃることは十分よくわかるんです。わかるんですがですね、その中で我々の身の丈の中でどこまでできるかということ、一生懸命やるしかないと思いますし、自分では努力しております。瀧本議員だけではなしにですね、

ほかの議員からも、いろいろとご提言をいただければ、取り組めるものは取り組んでいきたいと、そのように思っております。

平野倅規議長

瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

0.3いくつかの指数があるわけですね。これね、近隣の市町村と比べておったらあかんよ。全国で調べたら0.2台がですね、市が800、町村が1,000あるわけです。そのうちの36%は0.2台ですよ。都道府県に至ってはですね、17の都道府県が0.2台ですよ。全然悪くないですよ。それをそういうふうにして財政出動しない。リスクを負わない。それじゃ町民は何も期待しないですよ。

それでは最後に、24年度のいわゆる予算事業についてですね、今後、どういうことを優先順位になされようと思っておられるのか、お聞きしたいと思います。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

24年度の事業につきましてですね、今現時点でですね、これから予算をいろいろなところで提出させているところがございますので、今現時点で、こういう事業ということはですね、お示しできないんですが、やっぱり3.11から安全・安心ですね。それから今、瀧本議員からすれば物足りないかもわかりませんが、そういう地場産業、1次産業、公共事業も含めてですね、そういったものとか、観光の振興とかですね、健康づくりとか、スポーツの振興、そういうものに重点的にやっていきたいと思っております。

平野倅規議長

瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

示してもらわなあかん、こんなものは。しかし、がっくりグリコの看板やね、これは。もう言うたら旧態依然のことするだけや。尾上カラーの付いた事業が何にもないね。安全、安全ばっか考えて、役場が安全でもですね、そこに住んでみえる方が、それこそ大変だったら何にもならんでしょ。だから、先ほど1,300何十人減っておる、5年間で。この前、消防からもらったら1万8,811人で、こっちより多かった。これデータの狂いやね。そうするとね、実際それいくとですね、1カ月に2.1人が1世帯としてですね、1カ月に10世

帯がなくなっておるんですよ、1カ月に。10世帯が1カ月になくなっておるんでしょう、ほぼ5年間で。それで若者が潤うとか、子どもの声を聞きながらって、そんなものはね、おじいさんの声を聞きながら安らぐまちづくりになっていくよ、違うの。何にも本当に、私らこだけ力入れてですね一般質問しても、あなたは何も響かん。響く太鼓になってもらわなあかん。

副町長、あんたも県から来ておるんやから、ちゃんとその辺やってもらわな困るよ。こんなんやったらね、正直言ったらね、これ旧態依然のことやっておるだけのことやないですか。あと1分しかないね。どうですか。

平野倅規議長

町長。

尾上壽一町長

瀧本議員から、そのように思えるかもわかりませんが、私は私の尾上カラーとしてですね、やれることはやっていると、自分なりに思っておりますが、もちろん、今やっていることがですね、まだまだ物足りないことだとは思っておりますし、私がやりたいこともですね、直ちに提案できるものでもございません。ただですね、議員の皆さんがご提案いただければ、またそれをですね、町行政に反映できるものがあれば反映していきたいと、ですから、具体的な案がございましたら、また議会ばかりではなく、ご提案をいただいて、それらも踏まえてですね、研究していきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

平野倅規議長

瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

もう時間がございませんので、ご提案いただいたら検討します。お聞きしますというのは、提案いただいたらそれをちゃんと協議するのかな。いつも提案いただいたら検討します云々言っているけどもさ、提案することはたくさんあるんですよ。今、おっしゃったように議事録残っておるから、提案してくれとおっしゃったわけやから、議員有志で提案するかわらんよ。予算権はないんやから、こちらは。執行権は。縷々、いろいろ質問しましたけれども、また不完全燃焼で終わりました。議長、ありがとうございます。時間でるので、これで終わります。

平野倅規議長

これで、瀧本攻君の質問は終わりました。

平野倅規議長

お諮りします。

本日の会議は、これで散会といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

異議なしと認めます。

したがって、本日は、これで散会とすることに決定しました。

本日の会議を閉じます。

なお、北村博司君ほか4人の質問者については、14日の本会議の日程といたします。

平野倅規議長

本日はこれで散会といたします。

(午後 3時 25分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 2 4 年 3 月 2 日

紀北町議会議長 平野倅規

紀北町議会議員 樋口泰生

紀北町議会議員 太田哲生